

アメリカ合衆国

(United States of America)

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	4
3. 侵害の定義	9
4. 侵害の発見から解決までのフロー	21
5. 侵害に対する救済手段	32
6. 留意事項	50
7. その他の関連団体	52

1. 侵害対策関連法令

1. 1 特許法(意匠及び植物を含む)

Patent Law (United States Code Title 35 – Patents)

Latest amendment: Leahy-Smith America Invents Act (AIA), Public Law 112-29, 125 Stat. 284 (Sept. 16, 2011), Public Law 112-274 (Jan. 14, 2013).

第28章 特許侵害

第271条 特許侵害

第29章 特許侵害の救済及びその他の法的措置

第289条 意匠特許侵害に対する追加的救済

第292条 特許の虚偽表示

1. 2 商標法(ランハム法)

Trademark Law (United States Code Title 15 – Lanham Act (1946))

Latest amendment: with the Madrid Protocol Extensions of Protection (2011)

第3編 登録通知

第29条 登録通知、商標の表示および侵害訴訟での救済(§ 1111)

第6編 救済

第32条 救済、侵害、無知の侵害者(§ 1114)

第33条 排他的使用権の証拠としての登録、抗弁(§ 1115)

第34条 差止命令;執行;提訴の長官通知(§ 1116)

第35条 利益, 損害賠償及び費用の回復(§ 1117)

第36条 侵害品の廃棄(§ 1118)

第8編 原産地虚偽表示虚偽記載及び希釈化の禁止

第43条 原産地虚偽表示、虚偽記載び表示(§ 1125(a))

希釈化(§ 1125(c))

ドメインネームの不法占拠及び侵害(§ 1125(d))

1. 3 著作権法

Copyright Law (United States Code Title 17 – Copyright Law (1976))

Latest amendment: the Satellite Television Extension in October 2007 and Localism Act of 2010.

第5章 著作権侵害及び救済

第501条 著作権侵害

第502条 侵害の救済

第503条 侵害品の押収と処分

第504条 損害と利益の賠償

第505条 支出と弁護士費用

第506条 刑事訴追

第12章 著作権保護及び管理

第1203条 著作権保護の回避脱法行為

第1205条 民事救済

第1206条 刑事訴追及び制裁

第13章 独創的デザイン(船舶関係)の保護

第1309条 侵害

第1326条 虚偽使用の制裁

第1327条 虚偽表示の制裁

1. 4 著作権法・半導体チップ保護法

Copyright Law (United States Code Title 17)

Semiconductor Chip Protection Act (17USC Chapter 9 (1984))

Latest amendment: The Intellectual Property and High Technology Technical

Amendments Act of 2002 amended the heading for section 903. Pub. L. No. 107-273, 116 Stat. 1758, 1910.

第9章 半導体チップ製品の保護

第906条 専用権の制限:リバースエンジニアリング;先使用

第907条 専用権の制限:無知の侵害

第910条 専用権の権利行使

第911条 民事救済

1. 5 農業法・植物品種保護法

Agriculture Law (United States Code Title 7)

Plant Variety Protection Act (7 USC Chapter 57 (2011), 1970)

Latest amendment: August 2, 2000, January 10, 2003; May 19, 2005; September 16, 2005, May 22, 2008, January 3, 2012.

第57編 植物品種の保護

第III部 植物の保護と権利

第11章 植物品種保護の侵害

第111条 植物品種保護の侵害(§ 2541)

第12章 植物品種保護侵害の救済及びその他

第121条 植物品種保護侵害の救済(§ 2561)

第123条 差止(§ 2563)

第124条 損害賠償(§ 2564)

第128条 虚偽表示及び停止命令(§ 2568)

1. 6 犯罪及び刑事手続法

Crime and Criminal Procedure (United States Code Title 18 – Part I Crimes)

Protection of Trade Secrets (18 USC Chapter 90 (1930), 2004)

Latest amendment: Pub. L. 107-273, div. B, title IV, § 4002(f)(1), Nov. 2, 2002.

第1部 犯罪

第90章 営業秘密の保護

第1832条 営業秘密の窃盗

第113章 盗品

第2318条 偽造ラベル、違法ラベル、又は偽造マニュアルやパッケージの不正取引

1. 7 関税法

Custom Duties (United States Code Title 19)

The Tariff Act (19 USC Chapter 4 (1930), 2004)

Latest amendment: in 2004 Subsec. (a)(1)(E). Pub. L. 108-429, § 2004(d),

第II章 特別規定

第2節 国際取引委員会

第1337条 輸入取引における不公正実務

注意事項

アメリカ合衆国の法と法規については、以上に取り上げた連邦法に加えて、50の州が独立した主権を持つために、州法についても確認する。州法は原則個別の立法であるために、対象となる地域の州法を確認する必要がある。会社法、契約法、財産法、不法行為法、営業秘密法、不正競争防止法、また、商標法などが存在するため、地域の弁護士のコメント入手が勧められる。なお、一般的には連邦法が州法に優先して適用される。

また、英米法系の国家では、コモンロー(Common Law, 社会規範)やエクイティ(Equity, 衡平法)の適用についても確認することになるため、判例(Case Law)を基本とする救済措置についても、現地の弁護士のコメントを入手することが勧められる。

2. 侵害対策関係機関

2. 1 特許商標庁

The United States Patent and Trademark Office (USPTO)

住所: 600 Dulany Street

Alexandria, VA 22314-5796

U.S.A.

電話: +1-571-272-1000, 272-8600, 1-800-786-9199

Fax: +1-571-273-0023, 273-0464

Website: <http://www.uspto.gov/>

[特許(発明、意匠、植物)及び商標の申請登録手続き、知的財産情報の提供・教育・研究、立法、関連機関との協力を担当する。]

2. 2 著作権局

The United States Copyright Office

Library of Congress

住所： 101 Independence Avenue S.E.
Washington, D.C. 20559-6000
U.S.A.

電話： +1-202-707-3000, 1-877-476-0778

Fax: +1-202-707-2600, 707-8366

Website: <http://www.copyright.gov>

[著作権の申請登録手続き、著作権情報の提供・教育・研究、立法、関連機関との協力を担当する。]

2. 3 植物新品種保護局

The Plant Variety Protection Office

Agricultural Marketing Service/Department of Agriculture

住所： 1400 Independence Avenue, S.W.
Room 4512, South Building, Mail Stop 0274
Washington, DC 20250-0274
U.S.A.

電話： +1-202-260-8983

Fax: +1-202-260-8976

Email: pvpomail@usda.gov

Website:

<http://www.ams.usda.gov/AMSV1.0/ams.fetchTemplateData.do?template=TemplateC&navID=pvpomainpage&rightNav1=pvpomainpage&topNav=&leftNav=ScienceandLaboratories&page=PlantVarietyProtectionOffice&resultType=&acct=plntvarprtctn>

[植物新品種の申請登録手続き及び情報提供、上位組織は食品、繊維、指定穀物を含む農産物市場での有効、公正な取引環境の整備を担当する。]

2. 4 通商代表部

The Office of the U.S. Trade Representative (USTR)

住所： 600 17th Street N.W.
Washington, DC 20508
U.S.A.

電話： +1-202-395-4510 (知財問題)

Fax: +1-202-395-3891

Website: <http://www.ustr.gov/>

[大統領府内に設けられた通商交渉のための機関で通商政策を調整する役割と権限がある。]

2. 5 国際貿易委員会

The United States International Trade Commission (ITC)

住所: 500 E Street,S.W.
Washington, DC 20436
U.S.A.

電話: +1-202-205-2000

Fax: +1-202-205-2798

Website: <http://www.usitc.gov/>

[アメリカの貿易取引の救済を公正・客観的な方法での管理、関税・国際取引及び競争力に関する分析、情報提供および支援などを担当する。]

2. 6 税関及び国境保護局

Customs and Border Protection (CBP)

Department of Homeland Security

住所: 1300 Pennsylvania Avenue, N.W.
Washington, D.C. 20229
U.S.A.

電話: +1-202-863-6000 (外国窓口), 202-863-6091
+1-562-980-3119 ext. 252(知財窓口)

Email: ipr.helpdesk@dhs.gov.

Website: <http://www.cbp.gov/>

[従来の税関総局が2分割され、テロや攻撃などからの安全保障及び不正国際取引や入国にかかる安全な国境対策と法執行を担当する。]

2. 7 入国及び税関取締局

Bureau of Immigration and Customs Enforcement (ICE)

Department of Homeland Security

住所: 500 12th Steet, S.W.
Washington, D.C. 20536
U.S.A.

電話: +1-1-866-477-2060

Email: IPRCenter@dhs.gov

Website: <http://www.ice.gov/>

[従来の税関総局が2分割され、税関及び出入国管理にかかる調査と法執行による国家及び国民の安全保障を担当する。国内外に職員2万人を擁する。]

2. 8 司法省 コンピュータ犯罪及び知的財産部

**Department of Justice (DOJ) Criminal Division,
The Computer Crime and Intellectual Property Section (CCIPS)**

住所: John C. Keeney Building, Suite 600
Washington, DC 20530
U.S.A.

電話: +1- 202-514-1026(刑事知財・コンピュータ犯罪担当)
+1- 202-514-7223(民事知財担当)
+1- 202-353-1555(検察)

FAX: +1-202-514-6113(刑事知財・コンピュータ犯罪担当)

Email: AskDOJ@usdoj.gov

Website: <http://www.justice.gov/>

[司法関係事務をつかさどる機関であり、連邦法の違反の調査および起訴を担当する。なお、司法省は最高裁判所を含む司法権は管轄しない。]

2. 9 連邦捜査局

Federal Bureau of Investigation (FBI)

住所: FBI Headquarters
935 Pennsylvania Avenue, NW
Washington, D.C. 20535-0001
U.S.A.

電話: +1-202-324-3000

各連絡先: <http://www.fbi.gov/contact-us/field>

Website: <http://www.fbi.gov/>

[司法省に所属し、国家の安全保障にかかわる公安事件、連邦政府の汚職事件、複数の州に跨る事件、被害額が高額な強盗事件などの捜査を担当する。]

2. 10. 1 最高裁判所

Supreme Court of the United States

住所: 1 First Street, N.E.
Washington, DC 20543
U.S.A.

電話: +1- 202-479-3000, 479-3211

Website: <http://www.supremecourt.gov/>

[首席判事(最高裁長官、Chief Justice)と8人の陪席判事(Associate Justices)から構成される司法の最高機関で、上訴事件及び違憲審査を担当する。]

2. 10. 2 巡回区控訴裁判所

Court of Appeals for the Federal Circuit (CAFC)

住所: 717 Madison Place, N.W.

Washington D.C. 20439

U.S.A.

電話: +1- 202-275-8000

Website: <http://www.cafc.uscourts.gov/>

[控訴裁判所のひとつで、関税や知的財産権に関する訴訟の控訴審、USPTOの審決に対する上訴等を専属管轄する。]

2. 10. 3 連邦地方裁判所

Federal District Court of the United States

各所在地は下記のサイト参照。

Website: http://www.uscourts.gov/court_locator.aspx

[アメリカには少なくとも各州に一つの連邦地方裁判所があり(合計 94)、ほぼすべての事件を受理し、担当する。なお、破産裁判所は別の組織となる。]

2. 11 アメリカ仲裁協会

American Arbitration Association (AAA)

住所: 1633 Broadway 10th Floor

New York, NY 10019

U.S.A.

電話: +1-212-716-5800

FAX: +1- 212-716-5905

Website: <http://www.adr.org/>

[1926年に設立。仲裁、調停、斡旋等の裁判によらない紛争解決方法の裁判外紛争解決手続(ADR)を専門としており、知的財産も仲裁を対象としている。]

2. 12 インターネット情報センター

InterNIC

(Public Information Regarding Internet Domain Name Registration Services)

Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN)

住所: 12025 Waterfront Drive, Suite 300

Los Angeles, CA 90094-2536

U.S.A.

電話: +1-310-301-5800

FAX: +1-310-823-8649

Website: <http://www.internic.net/>

[インターネットシステムの登録管理機関。ICANN がすべての業務を代行している。ドメインネーム紛争解決方法の窓口業務がある。]

3. 侵害の定義

3.1 特許(実用特許、意匠特許及び植物特許を含む)

特許権者の承諾なく、権利存続期間中にアメリカ合衆国内で、特許法第 154 条 (a)(1)項に規定される特許権者の専用権である特許を実施し、生産、使用、販売の申出、若しくは販売、或いは合衆国に輸入する行為は特許権侵害と見做される。また、特許権者は特許法第 154 条(d)項に規定される特許出願の公開に伴う仮保護による適正なロイヤルティーの支払いを請求する権利を有する。

特許法が規定する特許発明の侵害行為は次の通りである。

- (a) 特許を合衆国において生産、使用、販売の申出、又は販売、或いは輸入のために実施する行為
- (b) 特許権侵害を積極的に誘引する行為
- (c) 特許を実施するための主要な構成要素を、それが特許侵害するよう製造或いは通常侵害しないものが改変されたことを知りながら、販売の申し出、販売又は輸入することによる寄与侵害行為
- (d) 特許を実施するための主要な構成要素又は侵害目的で製造或いは改変された構成要素を、国外で組立てることの教唆及び国内で或いは国外から供与する又は供与させる行為
- (e) 特許方法で製造された製品を輸入或いは販売の申出、販売又は使用するために実施する行為
(以上、第271条)
- (f) 意匠特許を販売目的の物品に、或いは模倣品に実施する行為
- (g) 意匠特許の物品或いは模倣品を販売、又は販売のために展示する行為
(以上、第289条)

- (h) 国内において植物特許を無性繁殖させる行為
 - (i) 繁殖させた植物特許若しくはその一部を使用、販売の申出又は販売する行為
 - (j) 繁殖させた植物若しくはその一部を輸入する行為
- (以上、第163条)

注意すべき事項

- (1) 外国でアメリカの特許方法を使用した製品を輸入する行為も侵害の対象となる。
(第271条g項)
- (2) 虚偽表示による違法行為は処分が可能である。(第292条)
 - (a) 侵害品に誤認目的で特許権者名や類似名称、特許番号、又は「特許」、「特許権者」若しくはこれらに類似する文言を表示、貼付、或いは広告に使用する行為
 - (b) 特許されていない物品に「特許」、若しくはこれに類似する文言を表示、貼付、或いは広告に使用する行為
 - (c) 特許出願されていない物品に「特許出願中」、「特許出願係属中」、若しくはこれらに類似する文言を表示、貼付、或いは広告に使用する行為
- (3) 損害賠償の時効は提訴前6年までである。(第286条)
- (4) 損害賠償の通知は、製品等に特許番号表示が不可欠である。(第287条a項)

例外規定

- (1) 医薬品又は獣医学用生物学的製品の製造、使用又は販売を規制する連邦法に基づく開発、或いは情報を提出するために合理的な使用のみを目的として、国内で生産、使用、販売の申出、若しくは販売、或いは輸入する行為(第271条e項)
 - (2) 合衆国の同盟国の船舶、航空機又は輸送手段が一時的或いは偶発的に合衆国に入り、当該特許が専らその船舶、航空機又は輸送手段の必要性から使用され、国内での販売の申出若しくは販売がなされない、又は、国内で販売される、或いは輸出される物の製造に使用されないことを条件とする使用(第272条)
 - (3) 非営利研究機関又は大学、研究センター、若しくは病院等の非営利団体において、継続的に使用している場合
 - (4) 特許製品の再販売など特許権が消尽している場合(権利消尽)
 - (5) 善意かつ、当該特許の有効な出願日より1年以上前に実施し、商業的に使用している場合(先使用)
- (以上、第273条)
- (6) 侵害品として認識する前の所有及び輸送行為
 - (7) 医師による医療行為

(以上、第287条)

保護期間： 実用特許：出願日から 20 年間(特許法第 154 条)

(注意：保護期間延長があるため特許毎に確認すること。)

意匠特許：登録日から14年間(特許法第173条)

植物特許：出願日から20年間(特許法第154条)

3. 2 商標

商標権者の承諾なく、権利存続期間中にアメリカ合衆国国内で商標権者の専用権を実施する行為は商標権侵害と見做される。商標法は、これに加えて、出所・原産地・品質等の虚偽表示を違法行為と定めるとともに、1996 年に著名商標の希釈化、1999 年にドメインネームの不正登録も違法行為として定めている。

商標法が規定する侵害行為は次の通りである。

- (a) 商標権者の許可なく、商取引において、登録商標を複製、偽造、コピー又は模倣し、販売、販売の申出、頒布又は広告に使用し、
 - (i) 商品又はサービスの誤認、混同や欺瞞させる行為
 - (ii) 商品又はサービスのラベル、標識、印刷物、パッケージ、包装紙、容器又は広告により誤認、混同や欺瞞させる行為(第 32 条 1 項、15 USC § 1114(1))
- (b) 輸入商品が国内の製品、製造業者若しくは貿易業者の名称、又は同盟国に所在する製造業者若しくは貿易業者の名称を複製又は模倣、又は登録商標を複製若しくは模倣、又はその商品の製造地を誤認するようにされた名称若しくは標章が付されているものを輸入する行為
(第 42 条、15 USC § 1124)

商標法が規定する違反行為は次の通りである。

- (c) 商取引において、商品又はサービス或いは商品の容器に、それに関連した語、用語、名称、記号、図形或いはそれらの結合、又は虚偽の原産地呼称、事実を虚偽した或いは誤認させる記述や表示を使用する行為により、
 - (i) 他人、又は他人の商品、サービス或いは商業活動の出所、関連、後援、若しくは承認があるかのように混同、誤認或いは欺瞞させる行為
 - (ii) 商業上の広告や販売促進において、本人或いは他人の商品、サービス或いは商業活動の性質、特徴、品質、或いは原産地を偽る行為(虚偽表示或いは不実表示)(第 43 条 a 項、15 USC § 1125(a))
- (d) 上記で輸入する行為(第 43 条 b 項、15 USC § 1125(b))
- (e) 著名な標章や商号の識別性をぼかす手段や不正な手段等で毀損する行為

(希釈化、Dilution) (第 43 条 c 項、15 USC § 1125(c))

- (f) 他人の登録商標、著名商標、或いは標章と同一若しくは混同を生ずる程に類似するドメインネームを利益目的の悪意で登録、売買或いは使用する行為 (ドメイン占拠、Cyberpiracy and Cybersquatting) (第 43 条 d 項、15 USC § 1125 (d))

アメリカでの登録商標の要件は、「あらゆる言葉、名称、象徴、図形又はこれらの結合で、独自のものを含む自己の商品を他人の商品と識別し区別するとともに、具体的に知られている必要はないが出所を表示するために、その者により使用されているもの」と規定されており、希釈化における「著名商標の判断要素」は、下記の要素である。

- ① 固有又は獲得した識別性の程度
- ② その商品等で当該商標を使用した期間
- ③ 宣伝広告の期間と規模
- ④ 商標の使用地域
- ⑤ 商品の流通経路
- ⑥ 地域・流通経路における商標の認知度
- ⑦ 第三者による同一・類似商標の使用の性格と規模
- ⑧ 当該商標の登録状況

また、ドメインネームの「利益目的の判断材料」としては、下記の要素がある。

- ① 商標登録及びその他の知的財産の存在
- ② 商標が個人の氏名又は通称である度合
- ③ 通常の商取引における以前からの商標の使用
- ④ インターネットのサイトにおける非商業的使用又は商標の公正な使用
- ⑤ 商業的利得や商標汚染により商標の名声を害し、権利者のサイトから消費者を分断する意図
- ⑥ 使用なしに利益目的で権利者等に譲渡する申出 (過去の同種行為)
- ⑦ 登録申請における連絡先の重大な虚偽又はその後の無断変更 (過去の同種行為)
- ⑧ 他人の商標と同一、類似又は希釈化する複数の商標のドメインネーム登録
- ⑨ 対象商標の識別性や著名性

注意すべき事項

- (1) アメリカで商標は登録主義ではなく、使用主義を基本とするため、先の使用者は出願商標と誤認混同が生じる場合、それを無効にする権利を有する。そのため、

商標権者は登録商標を継続して5年間使用し、「使用宣誓書」を提出することで「不可争性」を獲得し、当該商標権の有効性を確保する。

- (2) 権利行使には登録商標®や Registered in US Patent and Trademark Office の表示による告知が不可欠である。これらの記載がない場合、被告がその事実を知っていたことの立証が求められる。(第 29 条、15 USC § 1111)
- (3) アメリカの商標登録は連邦登録に加えて、各州での州登録制度があるため、権利行使前に、被疑侵害者による同一或いは類似商標の使用の有無を調査する。
- (4) 商標法上は時効の規定がない。民事訴訟では各州法の適用、或いは懈怠(Laches)期間の有無が判断され、刑事訴訟は5年間を目安に適用されている。

例外規定

- (1) 善意の印刷業者、出版業者、ドメインネーム事業者には差止命令のみで、損害賠償請求はできない。(第 32 条 2 項、15 USC § 1114(2))
- (2) トレードドレスを主張する場合、それが機能に基づく形状ではないことを立証する責任がある。(第 43 条 a 項(3)、15 USC § 1125(a)(3))

用語説明:トレードドレス(Trade Dress)

未登録で出所を表示するものとして理解されており、具体的には商品のパッケージなどを指している。なお、現在ではより広く、「商品やサービスのビジネス事業者の全体的イメージ」として理解されている。

- (3) 希釈化とは、対象の商標や商号が著名となった後に開始された第三者による商標の使用であり、著名商標の所有者の名声を利用して取引すること、又は著名商標を希釈化することについて故意があることを要件とする。
- (4) 比較広告やパロディなどの公正な使用、報道や非商業的使用は希釈化の対象から除外される。(第 43 条 c 項(3)、15 USC § 1125(c)(3))

保護期間: 登録日から 10 年間(第 8 条、15 USC § 1058)

使用の宣誓供述書提出を条件に、以後 10 年ごと更新可能
(第 9 条、15 U.S.C. § 1059)

3.3 著作権

著作権者の承諾なく、権利存続期間中にアメリカ合衆国国内で、著作者に著作権法第 106 条に規定される排他的権利として認められているすべての権利を実施する行為は著作権侵害と見做される。

アメリカで著作権の対象は、文字作品、音楽、演劇、パントマイム、図形・彫刻、映

画、レコード、建築等の作者の創作作品で有形の記録媒体に固定されたものをいう。

著作権法が規定する著作権侵害行為は次の通りである。

- (a) 著作物の複製又は録音する行為
- (b) 著作物の二次的著作物を制作する行為
- (c) 著作物の複製又は録音物の販売、譲渡等又は貸与等による頒布する行為
- (d) 著作物を公衆向けに上演する行為(文学、音楽、演劇、バレエの振付、パントマイム、映画その他のAV作品)
- (e) 著作物を公衆向けに展示する行為(文学、音楽、演劇、バレエの振付、パントマイム、絵画、図形、彫刻、映画の登場人物及びその他のAV作品)
- (f) デジタル音響送信による音響録音物を公衆向けに上演する行為
(以上、第 106 条)
- (g) 国外で取得した著作物のコピー又はレコードを輸入する行為
- (h) 著作権侵害品を輸出及び輸入する行為
(以上、第 602 条)

著作権法が規定する視覚的著作物の作者人格権を侵害する行為は次の通りである。

- (a) 著作者であることを主張する行為
- (b) 著作者が制作したものではない著作物の著作者として、自己の氏名を使用させない行為
- (c) 著作物に著作者の名誉や評価を害するような歪曲、大幅な削除やその他の改変がなされた場合に著作者の氏名を著作者として使用させない行為
- (d) 著作物を著作者の名誉や評価を害するように歪曲、大幅な削除やその他の改変する行為、或いは名声を得た作品を破壊する行為
(以上、第 106 条(a)項)

著作権法が規定する音楽著作物の実演家の権利侵害行為は次の通りである。

- (a) 音楽の生演奏の音響又は音響と映像を複製若しくは録音物に固定、又は違法な固定物から当該生演奏の複製若しくは録音物の複製物を制作する行為
- (b) 音楽の生演奏の音響又は音響と映像を公衆に伝送、又は送信する行為
- (c) 国内で固定されたか否かにかかわらず、(a)の複製や録音物を頒布、販売、貸与及びこれらの申し出、その他取引をする行為
(以上、第 1101 条(a)項)

ところで、1999 年に船体意匠を著作権局に登録することにより、意匠特許とは別に保護を受けられる制度が開始した。この権利は登録又は商業的利用開始日から 10 年間有効であるが、意匠特許として登録されたときには消滅する。

著作権法が規定する船体意匠著作権の侵害行為は次の通りである。

- (a) 船体意匠をコピーした意匠の製品(侵害製品)を商業的に製造、輸入、或いは使用か販売目的で取引する行為
 - (b) 当該侵害製品を商業的な販売又は販売のための流通或いは取引で使用する行為
- (以上、第 1309 条(a)項)

次に、著作権法上には以下の禁止規定がある。

-デジタル録音機器(第 1002 条)

- ① 順次複写管理システム(Serial Copy Management System:SCMS)又はこれと同等の違法デジタルコピーを禁止するシステムを持たないデジタル録音機器又はその接続機器の輸入、製造、販売する行為
- ② SCMS プログラム等を回避する機器の輸入、製造、販売、その他の役務の提供
- ③ 音楽著作物のデジタル録音物に、カテゴリー、著作権の状況、複製回数履歴について虚偽の記録を記入する行為
- ④ 音楽著作物を著作権の状況に関する虚偽の情報とともに公衆に伝達、送信する行為
- ⑤ デジタル録音機器及びデジタル録音媒体の輸入・製造の開始の通知をしない行為
- ⑥ 輸入・販売数量(四半期及び暦年)について著作権局に通知、報告をせず、又は輸入・販売数量に対応する利用料を支払わない行為

-複写制限解除・管理情報改竄(第 1201 条)

- ⑦ 著作物へのアクセスを効果的に制限する技術的手段を解除した者
- ⑧ 主に著作物へのアクセスを効果的に制限する技術的手段を解除するための、若しくはそのために使用することを知って、技術、製品、サービス、機器、その部品等を製造、輸入、販売の提供、その他の処分をした者
- ⑨ 事情を知って、侵害を誘引し、実行し、奨励し、若しくは隠蔽する目的で、偽の著作権管理情報を提供した者、又は、偽の著作権管理情報を頒布又は頒布のために輸入した者
- ⑩ 著作権者の同意なく、侵害を誘引し、実行し、奨励し、若しくは隠蔽することを知

って、意図的に著作権管理情報を除去若しくは改竄した者

- ⑩ 著作権管理情報が除去若しくは改竄されたことを知って著作権管理情報を頒布し若しくは頒布のために輸入した者又は著作物を頒布し、頒布のために輸入し、若しくは上演した者

注意すべき事項

- (1) 著作権侵害の被告が入手できた著作物に著作権表示がされている場合、善意の侵害に基づく抗弁はできない。
- (2) 実演家の権利、船体意匠及び複写制限装置と管理システムに関する規定に州法の適用は排除されていない。
- (3) 民事訴訟の時効は請求権の発生後 3 年以内、刑事訴訟の時効は訴因の発生後 5 年以内である。
- (4) 著作者人格権は、原則として著作者の生存期間中有効である。
- (5) サービス・プロバイダが管理若しくは運営するシステム又はネットワークを通じて素材を提供、又は送信、転送若しくは接続の提供の過程で素材を中間的かつ一時的に蓄積したことによって著作権侵害が生じた場合は侵害とならない。

例外規定(概要のみ)

- (1) 批評、解説、ニュース報道、教授、研究、又は調査を目的とする使用(フェア・ユース, 第 107 条)
- (2) 非商業的目的で、図書館若しくは文書資料館又は職務の範囲内で行動するその被用者が保管、交換、他の図書館若しくは文書資料館における研究用に供するためなど所定の条件に基づいて著作物のコピー又はレコードを 1 点に限り複製又は頒布する行為(図書館および文書資料館による複製、第 108 条)
- (3) 適法に作成された特定のコピー若しくはレコードの所有者又は所有者の許諾を得た者による当該コピー又はレコードを売却しその他の占有を処分する行為(一定のコピー又はレコードの移転の効果、第 109 条)
- (4) 非営利的教育機関、礼拝所又はその他の宗教的集会、政府機関などの場所で行われる著作物の実演又は展示、デジタル送信する行為(一定の実演および展示の免除、第 110 条)
- (5) 一定の許諾のある二次送信行為(第 111 条)
- (6) 映画その他の視聴覚著作物の場合を除き、使用許諾、著作権の譲渡又は排他的権利に対する制限に基づいて、著作物を公に実演又は展示することができる送信機関、連邦通信委員会の免許を受けた放送局が実演又は展示を収録する特定の送信番組のコピー又はレコードを 1 部に限り作成する行為(一時的固定物、第 112 条)
- (7) コンピュータ・プログラムにおいて、コピーの所有者による追加的コピー又は翻

- 案物の作成、追加的コピー又は翻案物の貸与、販売その他の移転、機械の保守又は修理に使用する行為(第 117 条)
- (8) 公共放送事業者による非商業的放送に関する一定の著作物の使用行為(第 118 条)
 - (9) 私的家庭内視聴のための衛星通信及びネットワーク局による二次送信行為(第 119 条)
 - (10) 視覚障害者その他の障害者のための複製行為(第 121 条)
 - (11) 衛星通信事業者によるローカル市場内の二次送信(第 122 条)
 - (12) せんぱく船体意匠について、指導又は研究のための複製行為(第 1309 条)

保護期間:

- ・ 1978 年 1 月 1 日以後に創作された著作物に対する著作権は、創作の時から存続し、著作者の生存期間および著作者の死後 70 年間
- ・ 共同著作物—最終生存著作者の死後 70 年間
- ・ 無名著作物、変名著作物および職務著作物—最初の発行年から 95 年間、又は創作年から 120 年間のうち、先に満了する期間

(以上、第 302 条)

- ・ 船舶意匠—登録公告日又は最初の公開日のいずれか早い日から 10 年間
- (第 1305 条)

3. 4 回路配置(半導体チップ製品)

回路配置(マスク・ワーク、Mask work)著作権者の承諾なく、権利存続期間中にアメリカ合衆国国内で、回路配置著作者に著作権法第 903 条 a 項に規定される排他的権利を実施する行為は回路配置著作権侵害と見做される。

アメリカでは、1980 年代初頭に日米間の半導体摩擦を受けて、ビジネスのお米と呼ばれた半導体チップの関税撤廃などの動きと共に、半導体の回路配置を保護する動きが呼応し、「半導体チップ保護法」として、著作権法の一部に保護制度が導入された。半導体チップ製品とは、「金属材料、絶縁材料又は半導体材料の 2 以上の層が既定型に従って、半導体材料の表面に挿入や配置、又は半導体材料から食刻され、その他が除去されているもので、電子回路の機能を有する最終製品或いは中間製品」を指し、マスク・ワークとは、半導体チップ製品の層に配置又は層から除去された金属材料、絶縁材料又は半導体材料が三次元のパターンを有するように一連の関連する映像を固定化又は暗号化された映像となっているものを指している。

著作権法が規定する著作権侵害行為は次の通りである。

- (a) 光学的、電子的その他の方法でマスク・ワークを複製する行為
 - (b) マスク・ワークを包含する半導体チップ製品を輸入又は頒布する行為
 - (c) 上記(a)及び(b)を他人に行わせる、又は他人が行うように教唆する行為
- (以上、第 905 条)

注意すべき事項

- (1) マスク・ワークは著作権局に登録することにより保護が発生する。
- (2) マスク・ワークが世界のいずれかの場所で最初に商業的利用がされた日から2年以内にマスク・ワーク保護登録申請がなされなかった場合、当該マスク・ワークの保護は終了する。
- (3) 創作的でない、或いは半導体産業で汎用、平凡若しくは周知の設計又はその変形、全体として創作的とならない組合せのマスク・ワーク、又は着想、プロセス、概念などは保護対象とならない。

例外規定

- (1) マスク・ワークに含まれる概念若しくは技法又はマスク・ワークに使用された回路配置、論理の流れ若しくは部品の構造を教授、分析又は評価することのみを目的にマスク・ワークを複製する行為(リバースエンジニアリング)
 - (2) リバースエンジニアリングを行う者が、頒布のために作成する創作的なマスク・ワークに分析又は評価の結果を組み込む行為
 - (3) マスク・ワークの所有者又はその許諾を受けた者が作成した特定の半導体チップ製品の保有者は、当該半導体チップ製品をマスク・ワークの所有者の許諾なく輸入、頒布、その他処分又は使用する行為(複製はできない)
- (以上、第 906 条)
- (4) 侵害半導体チップ製品の善意の買主が、当該半導体チップ製品に含まれたマスク・ワークの保護を認識する前に行った侵害半導体チップ製品の輸入又は頒布した行為
- (第 907 条 a 項)

保護期間：登録日又は世界のいずれかでの最初の商業的利用日より10年目の最終日まで(第 904 条)

3. 5 植物品種

植物品種権者(育成者或いはその継承者)の承諾なく、権利存続期間中にアメリカ合衆国国内で、植物品種保護法第 83 条 a 項(7 USC § 2483(a))に規定される植物品種権者の排他的権利を実施する行為は植物品種権侵害と見做される。

アメリカで植物品種は特許法(実用特許及び植物特許)及び植物品種保護法(PVPA:Plant Variety Protection Act)により保護を受けることが可能である。植物品種保護法は、大豆などの種子繁殖植物など有性繁殖植物及びジャガイモなどの塊茎植物の品種を保護対象としており、植物特許法では塊茎植物を除く無性繁殖植物で、例えば、挿し木や接ぎ木で繁殖する観葉植物などの品種を保護対象とする。農務省植物品種保護局(USDA/PVPO)に登録することにより保護を受けることができる。

植物品種保護法が規定する侵害行為は次の通りである。なお、保護品種から主要部分が引き継がれた品種、保護品種と識別が難しい品種及び未承認で繁殖等された収穫品種に対しても適用される。

- (a) 保護品種の販売又は取引、或いは、申し出、販売目的での展示、流通、出荷、配送、交換、購入の申し出、及びその他の光学的、電子的その他の権利の移転又は所持する行為
 - (b) 保護品種を輸出入する行為
 - (c) 保護品種の取引(成長)目的で保護品種のかけ合わせや塊茎で増殖する行為
 - (d) 保護品種から交配種(hybrid)や別の品種を供給するために保護品種を使用する行為(開発ではない行為)
 - (e) 「未承認の繁殖・種子増殖禁止」と表示された種子或いはその子孫種を保護品種の繁殖のために使用する行為
 - (f) 保護品種であることを通知せずに保護品種を分配する行為
 - (g) 保護品種を繁殖目的で調整する行為
 - (h) 上記の目的で貯蔵する行為
 - (i) 上記の行為において交配によらない方法で増殖する行為(特許方法を除く)
 - (j) 上記の行為を扇動或いは積極的に誘導する行為
- (第 111 条 a 項)

例外規定

- (1) 所有者の同意に基づき販売又は取引した保護品種の素材や収穫物を増殖する行為(保護制度のない国への増殖目的での輸出及び最終消費目的でない輸出を除く)
- (2) 個人的で非商業的に利用する行為
(以上、第 111 条 d, e 項)
- (3) 関係機関による品種を保存する行為(第 113 条)
- (4) 善意による研究目的で使用する行為(第 114 条)
- (5) 通常の事業として輸送業者及び広告業者による当該行為(第 115 条)

保護期間：登録日より 20 年

樹木及びワイン品種は登録日より 25 年

(第 83 条(b)項)

3.6 営業秘密

営業秘密所有者の承諾なく、アメリカ合衆国国内で、犯罪及び刑事手続法第 1832 条 a 項に規定される営業秘密の窃盗と規定されることを実施することは営業秘密保護に対する犯罪と見做される。

営業秘密は 1996 年まで主に州法により保護されていたが、1996 年に、司法省にコンピュータ犯罪・知的財産部(Computer Crimes and Intellectual Property Section)が設立されるとともに、経済スパイ法(The federal Economic Espionage Act of 1996)が成立し、コンピュータネットワークによる営業秘密の詐取、不正流出に対して刑事罰が規定された。

犯罪及び刑事手続法第 1832 条 a 項が規定する営業秘密の窃盗とは下記の通り。営業秘密の所有者以外の利益のため、国内外に向け、意図的或いは知りながら次の行為を行うことを指す。

- (1) 当該情報を盗む、或いは同意なく、流用、移動、隠蔽、或いは不正行為、策略、又は欺瞞により取得する行為
 - (2) 当該情報を同意なく、複製、送受信などの手段で伝達する行為
 - (3) 当該情報を同意なく、窃盗或いは不正流出した情報と知りながら受領、購入或いは保持する行為
 - (4) 上記(1)又は(3)を試みる行為
 - (5) 上記(1)から(3)を他人と共謀する行為
- (第 1832 条 a 項(18 USC § 1832(a)))

なお、営業秘密とは、パターン、計画、編集、プログラム装置、数式、デザイン、プロトタイプ、方法、技術、プロセス、手順、プログラム、又はコードを含む金融、ビジネス、科学的、技術的、経済的、或いはエンジニアリング情報のあらゆる帳票及び類型であり、有形・無形を問わず、物理的、電子的、映像、写真、或いは文書で保管、編集或いは記録されたもので、所有者が秘密として適切な管理を行い、それ自体は一般に知られておらず、経済的価値を有するものを言う。(第 1839 条(3)項、18 U.S.C. § 1839(3))。

従って、営業秘密については、所有者が当該営業秘密を秘密として管理し、アクセス制限やアクセス記録に関する適切な実施と記録の保持が求められる。

4. 侵害の発見から解決までのフロー

アメリカにおいて知的財産権者による権利行使は被疑侵害者を提訴することにより達成できると考えられている。

表1は、2007年から2012年まで各連邦地方裁判所が受理した知的財産権民事訴訟数の推移であり、特許侵害訴訟が毎年増加傾向である。これは、製造を業としない、いわゆるパテント・トロールとよばれる組織による実施料請求を目的とした提訴が急増していることが背景にあり、2011年以降は全体の約40%以上がトロールによる提訴と言われている。また、技術分野別では一般消費財や医薬品、産業建設機械分野の訴訟事件の比率が多いと言える。

その他、さまざまな連邦政府機関が特別の事情に応じて、知的財産権の権利行使に関与している。

例えば、国際貿易委員会(ITC)はアメリカ特許や商標或いは著作権を侵害する商品の不正輸入行為に対する申立を調査し、裁定する職能がある。知的財産権侵害の処理件数は多くはないが、近年は増加傾向がみられる。

図1 知的財産権民事訴訟提訴件数推移

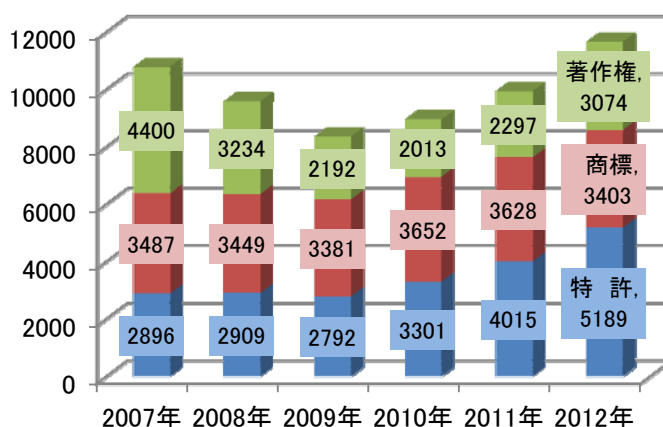


表1 知的財産権訴訟対象製品上位8位(1995-2012年)

一般消費財	18%	医療機器器具	9%
医薬品バイオ	13%	事業サービス	6%
産業建設機械	11%	ソフトウェア	6%
コンピュータ	9%	自動車部品	5%

図2 ITC調査開始件数推移

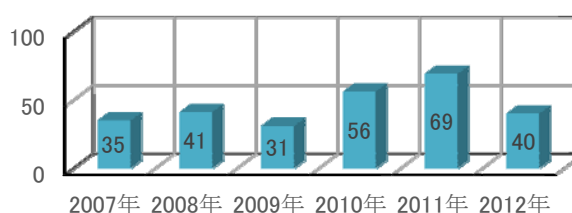
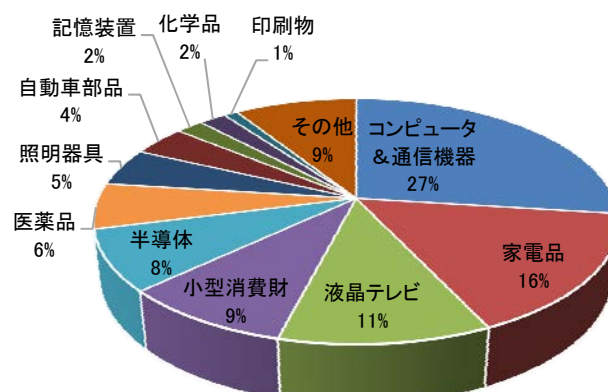


図3 ITC輸入差止申立製品構成比(2011-2012年)



ITCによる差止めもパテント・トロールによる提訴の比率が増加している。

図4 知的財産権侵害物品税関差止推移

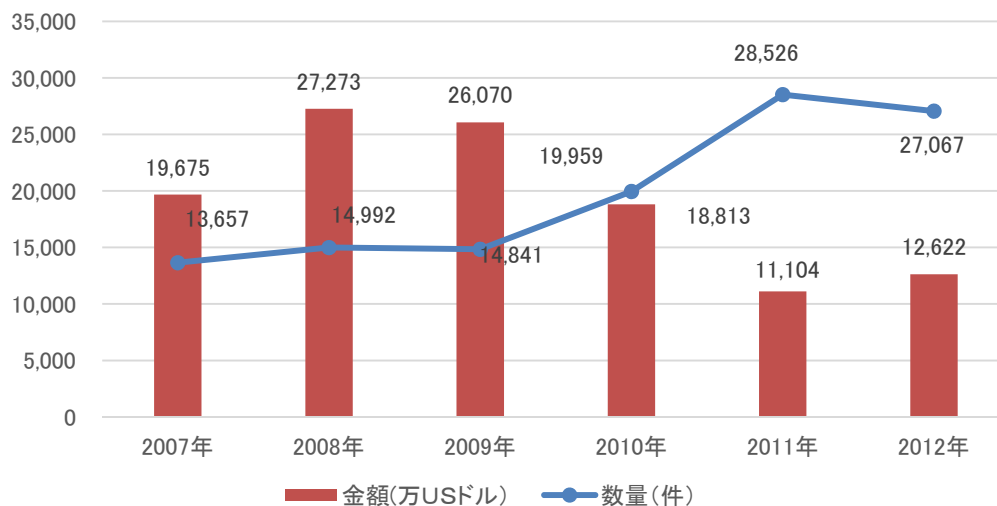
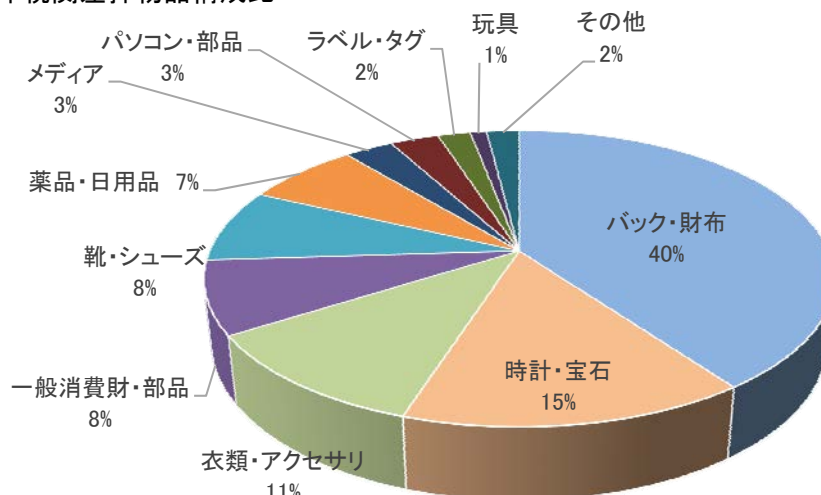


図5 2012年税関差押物品構成比



また、税関及び国境保護局(CBP)は合衆国内に輸入される侵害品を差止める機能を有しており、知的財産権侵害で差止める件数は2010年以降、2万件を超えており、増加傾向である。また、その対象はラベルやパッケージのみの侵害にも拡張している。

ところで、こうした侵害品の輸入は民間の宅配サービスや郵送を利用した小口のブランド品の侵害行為が増加しており、従来の大量なスポーツシューズや衣類の侵害品を輸入する行為は減少している。そのため、統計上は件数が増加しているものの、侵害総額が従来の約半分の1億米ドル程度まで減少している。そして、主要な侵害品の輸出国は中国で、全体の70%を超える量を占めており、次に香港である。この傾

向は 2007 年以降変化がない。なお、台湾や韓国からの侵害品が減少し、インド、パキスタンやシンガポールの数量が増加している。

一方、司法省は、特に知的財産権に対する悪質な違反者を刑事訴追することで、厳しい処罰と共に違反予備軍による侵害の抑止を図っている。特に、インターネットを通じた侵害品の販売や情報詐取などの増加に伴い、2011 年にはいわゆる“rogue websites: 不正詐欺ウェブサイト”と呼ばれる国外の非承認のウェブサイトでの高級ブランド品のニセモノ販売及び決済の対策を開始し、国民生活保護のため“STOPfakes.gov: ストップニセモノ”サイトを立上げるなどの対策を開始している。

4.1 侵害の発見

日本企業にとって、侵害品の多くは中国や香港などから輸入された模倣品である場合が多い。これらの侵害品は、現地法人や代理店による商品の販売や拡販活動、或いは修理やクレームなどのアフターサービスを通じて報告される。

また、アメリカ各地で行われる展示会での関連製品展示などでも、欧米企業に加えてアジアや中南米の会社による新製品紹介などから侵害品や模倣品が発見されることがある。

一方、アメリカでのコンシューマー向け販売は、各地に開発された大型ショッピングモールから eBay や Amazon など電子商取引に移行しており、その成長は毎年 4% 程度の伸びを記録している。インターネットのショッピングモールによる販売では、今なお多くの侵害品が掲載されており、数多くのアメリカ企業がサイト監視を続けている。

このように、アメリカでは、一般の大衆消費財はショッピングモールやインターネットサイト、その他の部品等の事業用品は専門の販売店や展示会、又補修サービスの現場などで発見される。

4.2 証拠の収集

模倣品や侵害品(以下、被疑侵害品)が発見された場合には、販売されている地域、店舗、インターネットサイトなどの場所、或いは入手ルート及び被疑侵害者(販売者、取扱い業者)に加えて、被疑侵害品にまつわる状況に関して詳しい情報を入手する。

被疑侵害品を収集する目的は、被告となる被疑侵害者の特定、被疑侵害者を提訴する裁判地の選定、そして、収集された被疑侵害品に対して、詳細な分析を行い、どの特許権や商標権が侵害されているかなど、侵害事実の初期確認をすることにあ

る。

知的財産権者は、少なくとも侵害の事実を確認することができ、侵害の事実証拠から侵害鑑定ができるように、可能であれば直接被疑侵害者から少なくとも複数の被疑侵害品のサンプルを確実に入手する。証拠収集においては、被疑侵害者による被疑侵害品の実物サンプル、包装、広告、インターネットの場合はウェブ上の説明など直接的に、侵害の事実を証明できる証拠や領収書など関係資料を収集する。

また、侵害調査活動では、直接的及び間接的な被疑侵害者の情報、被疑侵害品販売の範囲、販売関係会社数など侵害の全体像が特定できるように情報収集を行う。輸入や製造にかかる情報が得られるようであれば、卸業者、輸入業者、製造業者、生産地などの会社や個人、場所の情報も併せて収集する。

ところで、アメリカの知的財産権民事訴訟での裁判所の提訴受理条件を見ると、具体的な侵害証拠よりも担当弁護士が作成した訴答書(Pleading)に侵害とみなされる事実についての説明があるだけが多い。しかし、これは担当弁護士が事前にその事実を確認し、提訴のための論拠がある(not baseless)ことにより、訴答書に署名をしていることに基づくものであり、もし、事実や論拠に不足や瑕疵がある場合は法に基づく制裁を受けることになる。従って、裁判所に提訴を急ぐ場合、具体的な侵害品などが準備できていない場合でも、担当する弁護士が十分提訴できると判断すれば、提訴は可能である。(連邦民事訴訟規則、第 11 条)

なお、国際貿易委員会(ITC)に提訴する場合は、具体的な侵害分析、輸入による潜在的被害に対する救済事項などより厳しい提訴要件が求められているため、具体的な侵害品や侵害分析を準備することが求められる。

なお、アメリカでの侵害訴訟においては、ディスカバリー(証拠開示手続き)と呼ばれる証拠確認手続きがあるため、提訴後に侵害の事実を確認できる機会がある。例えば、方法特許の使用状況や故意侵害、損害額など、提訴時に明確な事実を立証する証拠が確認できない場合でも、ディスカバリーで確認することも可能である。

4.3 侵害者の特定

侵害者の特定及びその後の手続きを開始する場合、提訴内容や法的措置をとる裁判所を決定するために、現地の法律事務所が被疑侵害者の特定やその事実の調査及び確認を行うことが一般的である。

現地の弁護士は、特許、商標或いは営業秘密などの侵害事件を担当する場合、顧客から提供された情報や専門家の助けを得て、独自に侵害が発生していることの誠実な信念(a good faith belief)を得ることに努める。これは、提訴時に作成する弁護士の訴答書が正しいものであることを保証することにある。

ところで、アメリカには知的財産権の侵害調査を営業範囲に含める調査会社がいくつかある。その中には、国内のみならず、周辺国までの調査を実施している大手の調査会社やその所在地の州や地域に限定して調査を実施している調査会社も存在する。これらの代表的な会社は下記の通りである。

Internaional Counterintelligence Services, Inc.

住所： 8283 N. Hayden Rd. Suite 128
Scottsdale, AZ 85258
U.S.A

電話： +1-480-990-8888
+1-888-223-6494

WEB: [http:// www.icsworld.com/](http://www.icsworld.com/)

Worldwide Intelligence Network

住所： (California Office)
10100 Galaxy Way, Suite 2232
Century City, California 90067
U.S.A

(New York Office)
32 B East Broadstreet
Mt Vernon, New York 10552
U.S.A

電話： +1-877-885-5220

WEB: <http://www.wincor.com/>

ここに掲載する調査会社は参考であり、そのサービスを保証するものではない。また、現地の調査会社に連絡を取る前に、現地の法律事務所に相談し、目的にあっているかどうか、また、調査会社の技能や料金、その他について確認することをお勧めする。

4. 4 権利行使の判断

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で確認する主なポイントである。

1. 適切な知的財産権を保有している場合、対象となる特許や商標などの知的財産権が有効であることを確認する。
2. 被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に入るか否か対比検討する。
3. 公訴時効の徒過や懈怠などの対象にならないことを確認する。
4. アメリカの知財法律事務所に依頼し、被疑侵害品の侵害鑑定書を入手する。
5. 救済内容、つまり製造や販売などの差止、損害賠償請求の要否、或いは和解など方針を確認する。
6. 提訴地と裁判所及び代理人となる法律事務所と弁護士を決定する。
7. 関連する知的財産権の登録証明資料などを準備する。
8. 弁護士への委任状などの必要書類を準備する。
9. 最終的に提訴に使用する被疑侵害者の侵害品や関連資料を準備、整理する。

以上のように、権利行使の判断で注意しなければならないことはいくつかあるが、主に、対象権利の有効性、被告となる被疑侵害者及び侵害の確定である。

アメリカの特許侵害訴訟では、裁判所が特許の有効性を判断することになるため、権利行使をするための自己の権利の評価を行い、特許権や商標権としての有効性の再確認及び権利範囲を客観的に判断し、権利行使の可能性を確認することが求められる。

一方、被疑侵害については、被疑侵害品、或いは被疑侵害行為を特定し、対象が明確に対象権利の権利範囲に含まれるかどうかの専門弁護士による侵害鑑定を取得する。特許の場合、侵害鑑定に加えて、特許の有効性鑑定も取得し、侵害訴訟を開始する上での可否判断をする。商標の場合は、被疑侵害者による当該商標の使用実態調査を必ず行う。

次に、被疑侵害者を登記情報などから確定し、裁判地を含めて、提訴の可否を判断する。被疑侵害者の調査を行い、被告適格を満足しているどうかを必ず判断しなければならない。被疑侵害者が複数ある場合は、どのような対策をどの順番で実施するかも検討する。また、間接や寄与侵害がある場合は、その対応も含める。

4.5 警告状

警告とは、知的財産権者が送信者として、書面、時には電子メールや口頭で、被疑侵害者にその旨を通知することを言う。警告とは、知的財産権者が自ら、或いは弁護

士などの代理人を通じて、確かな被疑侵害者に、対象となる登録番号など知的財産権を特定し、侵害状況を特定する対象の製品名や型番など、或いは特定な被疑侵害行為を通知し、知的財産権者として希望する対応や申し出などを通知することで、その要件が整うことになる。

アメリカの実務において、警告状を特許では“Warning letter”と呼び、商標或いは著作権では“Cease and desist letter”と呼んでおり、その位置づけや役割に違いがある。

特許実務において、従来と比べて、警告書はパテント・トロールなど比較的危険をはらんだ環境で使われることが増加していると言える。特許法及び裁判の観点からは以下の点に注意が必要である。

- (1) 非侵害、特許無効、或いは権利行使不能の確認訴訟(Declaratory Judgment)の提起
- (2) 特許法第 287 条に基づく損害賠償請求の通知
- (3) 故意侵害を成立させるための侵害通知
- (4) 悪意による書簡と判断されれば不公正競争行為
- (5) 懈怠(laches)の開始
- (6) 衡平法上の禁反言(equitable estoppel)
- (7) 警告書の作成地が裁判地になる可能性(HP v. Accelaron [2009])
- (8) 警告書の署名者が公判や証言録取での証言者になる可能性
- (9) 陪審員の判断対象

従って、警告書を送る場合は十分な注意と配慮が必要である。警告書を受け取った被疑侵害者の対応はいくつか想定することができる。

- ① 警告書を見逃す
- ② 応答に対する時間稼ぎをする
- ③ 鑑定に基づき非侵害や権利行使不能を通知する
- ④ 被疑侵害品の販売停止或いは設計変更をする
- ⑤ ライセンス交渉を試みる
- ⑥ 警告書で要求されるライセンス料を支払いなど、和解交渉を開始する
- ⑦ 非侵害、特許無効或いは特許権利行使不能の確認訴訟を提起する

一方、商標の実務で使用される警告状(Cease and desist letter)は、どちらかと言うと、法的手続きの発動を伴う、積極的な対応を要求する書簡である。これは、商標は事業に直結しており、比較的早く、コストをかけずに対策したいとの希望、そして、警

告書を送付する相手が様々であり、中小の事業者の場合は、迅速に効果を上げることができる点にある。こうしたことから、商標の警告では、歴史的に商標権者が確認訴訟を避けることができるような比較的ソフトな表現による警告書を作成して送付することが多い。これは強い調子の警告書を送ることで、被疑侵害者が訴訟に走り、裁判地など様々な障害となることが発生することを避けるためである。

ところで、合衆国最高裁判所が MedImmune 事件 (MedImmune, Inc. v. Genentech, Inc., 549 U.S. 118 (2007)) において、実質的な紛争 (actual controversy) のレベルを引き下げたために、容易に疑義侵害者による非侵害確認訴訟及び特許や商標の無効取消などの反訴が認定される傾向にある。従って、たとえ、ソフトな表現であったとしても、実質的な紛争があると認定される可能性が拡大していると言える。

従って、特許でも商標でも、或いは著作権においても、特に、ライセンス交渉などの和解交渉を前提として警告状を送付する場合には、相手の評価、侵害状況などを十分に検討し、その効果や被疑侵害者の反応などを含めて、現地の法律事務所に相談の上、警告状を活用することが勧められる。

4.6 侵害に対する法的措置

アメリカでの侵害に対する法的措置としては、行政摘発として、輸入を差し止めるための税関対策や国際貿易委員会 (ITC) に調査申立てをすることによる裁定、或いは、裁判所に侵害による被害の救済を受けるための民事、或いは刑事上の措置を求めることになる。

表2 知的財産権と救済措置

	民事救済	刑事救済	裁判所	国際貿易委員会	税関
特許権	○	×	○	○	×
商標権	○	○	○	○	○
著作権	○	○	○	○	○

商標及び著作権の侵害に関しては刑事罰の規定があるが、特許、意匠特許、船体意匠、半導体回路配置、植物新品種等には刑事罰の規定はない。また、不正競争法違反行為には一般的な刑事罰の規定はないが、営業秘密の不正取得には厳しい刑事罰が設けられている。

● 国境での対策(行政摘発)

(1) 税関及び国境保護局による輸入差止

侵害品が輸入されないように監視するために、税関及び国境保護局(CBP)は、重要な役割を果たしており、ブランド品事業者や著作権者には、模倣品や海賊品と戦うための最初の防御壁となっている。

アメリカの知的財産権を侵害する物品の輸入は、原則として禁止され、CBPが取締り、違反して輸入される物品は差押、没収、廃棄の対象となる。CBP職員が商標権及び著作権の侵害物品を発見した場合には、職権に基づく処分もあるが、知的財産権者の申請に基づき、被疑侵害品の留置及びその後の差押、没収の手続が定められている。

こうした目的を達成するためにも、ブランド品事業者や著作権者がCBPに登録商標や著作権を税関登録することは重要な対応である。

(2) 国際貿易委員会による輸入差止

国際貿易委員会(ITC)は、準司法的な組織であり、関税法第 337 条に基づきアメリカ国内に物品を輸入し、販売する行為において、知的財産権の侵害を含む不正競争及び不公正行為がある場合、一般排除命令、特定の当事者に限定的排除命令や停止命令、また、係属中事件に救済命令を、約 1 年という短期間に下している。ITC の決定に基づいて、知的財産権者は税関で侵害品を差押、没収の対応を受けることができる。

1930 年関税法第 337 条は、次の輸入及び販売行為を違法とし、物品の所有者、輸入者、受託者及びそれらの代理人を取締の対象とする。

- ① 対象権利を利用した産業がアメリカ国内に存在又は形成過程の場合、
 - (1) 有効な知的財産権を侵害する物品
 - (2) 有効な特許権の請求項の範囲内の製造方法で製造された物品
- ② 輸入又は販売における不公正な競争方法及び不公正な行為があり、
 - (1) アメリカの一定の産業を破壊又は甚大な被害を与える場合
 - (2) 一定の産業の成立を妨げる場合
 - (3) アメリカにおける通商を抑制又は独占する行為

知的財産権関係では、特許権、著作権、商標権、半導体マスク・ワーク権、船体意匠権、トレードシークレットの不正利用、非登録商標や著作物の侵害、原産

地の不実表示(第 304 条)、偽ラベル等についても、不公正な競争方法及び不公正な行為として、不公正の要件を充たせば保護を受けることができる。

ITC 手続きは短期間に審理を行い、排除命令などが出されるというメリットの他に、同時に多数の被疑侵害者を裁判地を考えずにまとめて提訴できること、侵害品に対する対物訴訟管轄権の問題が生じないことや被提訴人が反訴できないと言うメリットである。一方、提訴人は侵害の他に経済的問題の存在の立証責任や損害賠償などその他の救済を求めることができないデメリットがある。特に、調査申立前に申立での立証義務を果たしているかどうかの検証が不可欠である。

ITC が決定する命令とその効力は下記の通りである。

① 排除命令(exclusion order)

物品の輸入を排除する命令で、次の 2 種類ある。

(1) 一般的排除命令(general exclusion order)

輸入者、所有者など当事者の制限なく、物品の輸入が排除される命令で、特定の者の物品に対する限定的排除命令の回避を妨げるために必要であるか、一連の同一の違法行為が存在し、侵害品の出所を特定することが困難な場合にのみ認められる。

(2) 限定的排除命令(limited exclusion order)

ITC が違法行為を行っているとして認定した当事者による物品の輸入を排除する命令であり、原則的な排除命令である。

② 停止命令(cease and desist order)

単独、又は排除命令と共に、特定当事者に不公正な方法や行為の停止を命じる。通常は、国内の倉庫や店舗に保管されている在庫品の処分を禁じるために利用される。行政罰の対象である。

③ 同意命令(consent order)

関税法第 337 条調査の申立人及び被申立人の合意により輸入禁止等を命令する。しかし、合意が違法な行為の存在を証明するものではない。なお、聴聞開始前であればいつでも、同意命令による調査手続の終結を申し立てることができる。

④ 暫定措置(preliminary or temporary relief)

調査開始以降、申立人の請求により、調査中に違法行為の存在を信ずる理由があると委員会が判断した場合、最終判断が下されるまでの措置として下される

決定である。最終判断と同様に次の 2 種類ある。

(1) 予備的排除命令(preliminary exclusion order)

ITC が違法行為の存在を認定した当事者による物品の輸入の排除を命じる。なお、当事者は ITC が指定する金額の保証状を提出することにより当該物品を輸入することができる。

(2) 暫定的停止命令(tentative cease and desist order)

単独、又は予備的排除命令と共に特定の者に不公正な方法や行為の停止を命じる。なお、申立人には違法性が存在しない場合に被申立人が被った損害の賠償を保証する保証状の提出が命じられる。

⑤ 差押・没収命令(seizure and forfeiture)

予備的排除命令を含む排除命令が存続している期間中に関係当事者が侵害品を輸入しようとする場合、税関の通報又は申立により、当該物品の差押・没収を命じる。

なお、CBPや ITC の決定についてはいずれの場合も司法の判断対象となる。

● 訴訟での対策

(1) 刑事訴追

著作権、商標権及び営業秘密に関する犯罪として、刑事事件の対応をとる場合次のいずれかに救済を求めることができる。

① 司法部連邦捜査局コンピュータ犯罪及び知的財産部(CCIPS)

主に、インターネット上でのサーバー犯罪について、対応を求めることができる。

② 連邦捜査局(FBI)

国内に 56 カ所の地方事務所があるので、著作権、商標権及び営業秘密の犯罪については、直接連絡して対応を求めることができる。

連絡先：<http://www.fbi.gov/contact-us/field/field-offices>

刑事訴追は原則として連邦検察官が行い、起訴は連邦地方裁判所に対して行われる。稀に、州や市の検察官が訴追する場合もある。なお、それぞれの州の裁判所で起訴することになる。

被告の犯罪が立証されると、刑事罰に加えて、知的財産権侵害対象品の没収・

廃棄等の刑罰が執行される。商標の場合は、被告が保有する模造の商標が付された商品、ラベルなどの廃棄がされ、著作権の場合は、違法な複製及び録音物及びこれらを作成するための器具等の没収及び廃棄が執行される。

(2) 民事訴訟

アメリカ国内で、特許権、商標権及び著作権、その他未登録商標やトレードドレス、営業秘密などの知的財産権が侵害され、損害を被った場合、裁判所に侵害行為の差止、侵害品の差押・廃棄、及び損害賠償の救済を求めることができる。

特許権及び著作権侵害は、原則として、連邦地方裁判所の専属的な管轄に属する。商標権は、連邦商標法の侵害及び州際通商又は外国貿易に関連するものについては、連邦地方裁判所の管轄となるが、その他は州の裁判所の管轄に属する。

裁判が開始されると、権利判断、さまざまな抗弁、侵害判断、故意侵害の有無、損害額の判断など数多くの訴訟手続きを踏むことになる。また、権利の有効性の判断も裁判所で行うことになる。

従って、収束するには長期間かかり、また弁護士費用を含めて訴訟費用が高額になる。侵害による被害額が高額である場合、事業に大きな問題が生じている場合、また侵害が悪質であるような場合は、民事訴訟による権利行使は、侵害の停止、損害の賠償に加えて、侵害品の廃棄など有効な救済を受けることができる。

5. 侵害に対する救済手段

この項目では、主に知的財産権侵害の救済手段として、輸入時の侵害にかかる税関及びITCによる行政措置、そして、アメリカ合衆国国内での侵害にかかる民事訴訟について取り上げ、その手続きの概要と救済について説明する。その他、刑事事件及び訴訟以外の紛争解決方法について説明する。

5.1 税関取締

税関及び国境保護局(CBP)は、商標権及び著作権の侵害について、職権による取締も行うが、主に、権利者の申請により登録されたものに対する取締である。

CBPが取締りの対象とする商標権の侵害は下記の通りである。

- ① アメリカ又は外国の製造者、販売者の名称の複製又は模倣

② アメリカの登録商標の複製又は模倣

次に、CBPが対象とする著作権の侵害は下記の通りであるが、著作権局に著作権登録されていることが条件となる。

- ③ 故意に商業的利益若しくは個人の財産的利益のために他人の著作権を侵害した者、又は、故意に6ヶ月間に総額 1,000 ドル以上の著作物の複製又は頒布をして他人の著作権を侵害した者により製作や頒布された複製・録音物
- ④ 外国で著作権者と関係なく、違法に製作された複製や録音物

税関はアメリカ合衆国国内を大きく7つのブロックに分けて、各地域の港湾にCBPが配置されている。各地の港湾及びそのコードは下記のサイトで確認することができる。

<http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/toolbox/contacts/ports/cbportcodes.ctt/cbpportcodes.pdf>

図6 アメリカ港湾の地域

PACIFIC 太平洋側	NORTH CENTRAL 中央北部		NORTHEAST 東北部
	SOUTHWEST 南西部	SOUTH CENTRAL 中央南部	NEW YORK ニューヨーク
			SOUTHEAST 南東部

商標権や著作権のCBPに対する登録手続きは次の通りである。

(1) 商標権の登録手続き

対象商標: 米国特許商標庁の主登録簿に登録された商標

申請者: 商標権者

必要書類: ① 申請人の名称、住所、国籍等

② 商品の製造地、場所

③ 外国の商標権者(使用者)の名称、住所

④ 外国での関係会社の情報

⑤ 登録商標の登録証及びその写し

⑥ 製品の性質や性能等の比較説明等

手数料: 1商標1区分につき、190ドル

保護期間: 登録日から登録商標の保護期間(商標更新と同時に更新可能)

備考：商号や未登録商標などアメリカで6か月以上使用している標章（外国語や図形は除く）についても登録することができる。その場合、保護を求める商品を指定する。

(2) 著作権の登録手続き

対象商標：米国特許商標庁の主登録簿に登録された商標

申請者：著作権者、譲受人、独占的利用権者

必要書類：① 申請人の名称、住所
② 予想される被害の状況
③ 著作物の正当な複製又は録音がされている国
④ 外国での著作権者の名称、住所及び利用できる独占権
⑤ 外国での著作物のタイトル
⑥ 音楽著作物の場合、実演家などのラベルに記載される氏名
⑦ 著作権の登録証明書
⑧ 著作権者と申請者が違う場合の証明書
⑨ 著作物の複製（5部）

手数料：1登録につき190ドル

保護期間：登録日から著作権登録の有効期間（著作権登録と同時に更新可能）

登録手続きは、登録後のCBP対応の必要性から、現地の法律事務所や代理人を通じて行うことが勧められる。なお、直接、インターネットサイトで電子的に受付けており、下記のサイトで手続きすることができる。

<https://apps.cbp.gov/e-recordations/>

また、既に登録されている知的財産権等は、下記のサイトで確認することができる。

<http://iprs.cbp.gov/>

次に、商標権のCBPにおける取締手続きを説明する。著作権等は同様の手続きであるため省略する。

取締対象：商標登録された商標と同一又は実質的に識別できない偽の商標を付した商品

取締方法：CBPで差押し、30日以内に商標権者の同意がない場合、没収、廃棄される。

通知方法： 商標権者への通知は、差押から原則 30 日以内に通知する。

- 開示情報：
- ① 輸入日
 - ② 輸入港
 - ③ 商品説明
 - ④ 数量
 - ⑤ 製造者の名称及び住所
 - ⑥ 商品の原産国
 - ⑦ 輸出者の名称及び住所
 - ⑧ 輸入者の名称及び住所

- 取締手順：
- (a) 輸入者への通知(留置或いは情報公開)、決定後5日営業日以内
 - (b) 輸入者による非侵害説明、通知受領後7営業日以内
 - (c) 商標権者への通知と情報開示、決定後 30 営業日以内
 - (b)に関係なく、被疑侵害標章を CBP は照会することができる。
 - (d) 補償金支払いを条件としたサンプルと最低限の情報の提供
 - (e) 商標権者による確認、指定期間以内(30 日以内)
 - (f) 差押決定及び商品の没収
 - (g) 商標権者に開示情報を通知
補償金支払いを条件とした検査目的でのサンプル入手可能
 - (h) CBP による処分に対する商標権者による承認
 - (i) CBP による処分



知的財産権者は、CBP職員が侵害品を見分けるためのトレーニングガイドを作成して、提供することで、スムーズな対応をとることができる。下記のサイトから作成サンプルが入手できる。

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/priority_trade/ipr/training_guide/cbp_ident.ctt/cbp_ident.pdf

1996 年から通関書類にも商品や包装に付された商標をはじめ、他人の権利を侵害する商標が使用されているか否かを判定するために、必要な情報を含むように関税法が改正され、侵害商標の発見が容易になっている。

ところで、いわゆる登録商標の所有者の同意を得ていないグレイマーケット商品も CBP では発見される。権利者や関係会社が付したこと、品質や性能に大差がないこと、ラベルから品質や性能の違いがないこと、そして、商標が示されているような輸入品は、職権で留置され、5 日以内に商標権者等に通知される。

なお、明らかに商標権の所有者の商標を付した侵害品が差押えられた場合、その輸入を指示、教唆、経済的に支援、又はその他の方法で援助した者は、最初の差押の場合はその商品の小売価格の過料、2度目以降の場合はその商品の小売価格の2倍以内の過料の行政罰が科される。

1996年の改正で偽ラベルを付した音楽著作物、コンピュータプログラムや映画著作物、実演家の権利侵害品、模造商標使用品等が輸入禁制品に加えられ、これらを輸送する船舶、航空機等も差押えの対象となり、原則として、没収の対象となった。(模造防止消費者保護法: Anticounterfeiting Consumer Protection Act of 1996)

なお、税関での手続の代わりに裁判所の決定を得てCBPに対象製品の輸入差止を求めることも可能である。また、税関での侵害確認後、輸入者などを民刑事で訴追することもできる。

5.2 国際貿易委員会(ITC)

ITC は関税法違反を取締る機関である。職権、又は関係者の申立に基づき、調査を行い、調査の結果で違法行為が存在する場合、現在又は将来の輸入を禁止する決定を下す。その決定は、原則として、税関及び国境保護局(CBP)で実行される。

ITC での調査手続きは、①申立、②調査開始、③暫定処分、④本調査、⑤最終決定(大統領署名)、⑥執行の手順を踏むことになり、一定の期限日をそれぞれの段階で設定しているので、約1年で最終決定まで進む。上訴は、連邦巡回控訴裁判所(CAFC)となる。

ITC での申立ては、侵害内容や侵害地に関係なく、ワシントン DC の ITC 本部であるので、民事訴訟と比べて容易ではあるが、具体的な事情の証拠や立証などの点で具体的な資料を準備することになる。このため、準備段階に十分な時間をかけることが勧められる。なお、連邦裁判所で民事訴訟を並行して行うことも可能である。

特許権侵害の場合、特許権者は不公正行為として、以下の4項目を立証し、直接や間接侵害の分析(寄与侵害は直接侵害が条件)を含む証拠の提出が求められる。

- (1) 回復不可能な損害を被っていること
- (2) 衡平法以外の法的救済では不十分であること
- (3) 難易度のバランスが権利者に不利であること
- (4) 差止めを認めることが公共の利益に合うこと

ITC で関税法第 337 条違反の申立での関係者は下記の通りである。

- ① 申立人
- ② 被申立人(複数となる場合が多い)
- ③ 第三者、不公正輸入調査室所属の調査弁護士(IA: Investigative Attorney)
ITC 調査との特徴として、調査弁護士が第三者的に参加することもある。
調査の過程で客観的に弁論を行い公衆の利益を擁護するとともに、記録の完全性を担保する役目もある。
- ④ 証拠のヒアリングや提言を行う行政法判事(ALJ: Administrative Law Judge、ITC には 5 名常任)
- ⑤ 調査の結論を出し、議会と米国大統領へ報告を行う委員長

表3 ITC における調査手続きフロー

手順	手続き内容	期間
調査申立	(申立書を提出) ・違反事実の存在と説明(証拠) 特許権侵害の場合は侵害分析を添付する 提出証拠の規則 19 C.F.R. § 210.12(a).	
調査開始	(委員会が職権、又は申立に基づき、開始を決定) 1. 申立書の審査 2. 当事者の召喚 3. 調査開始を決定するための投票	受理日から 30 日程度
暫定処分	暫定処分の申立は、調査申立と同時か調査開始の決定前までに行なはなければならない。 1. ALJ の調査(ヒアリング) 2. 初期決定(70 日程度)	決定日から 90 日(最 長 120 日以 内)
本調査	(申立の審査) 1. 終了予定日の決定(調査開始日から 45 日以内) 2. 証拠調査のスケジュールの決定 反訴の審理はない(連邦裁判所へ移送) 3. 初期決定(予定日の 3 カ月前) ・訴状送達と答弁書提出(20 日以内) ・証拠開示手続き ・ヒアリング 4. 委員会(6 名)による検討(45 日以内) ⇒修正、破棄、差戻し等 ⇒異議の場合は再審査 5. 最終決定、官報公告	決定日から 12 ヶ月～15 ヶ月

	⇒当事者による再審査の申立 * 調査開始後は、同意命令や当事者間の和解等による申立の取下があれば決定に進まない。	
最終決定	(大統領による承認により最終決定) 1. 大統領に送付 2. 署名(異議なしの場合)確定	受領日から 60日以内
執行	(決定の執行) 1. 不公正輸入調査室での最終審査 2. CBP等による命令の執行 3. 委員会の命令違反に行政罰等の請求	随時

国内産業要件は、技術的要素と経済的要素があり、技術的要素は権利行使の対象となる知的財産を利用するアメリカ国内での活動を要求しており、単に知的財産を所有するだけでは不十分である。経済的要素は「国内産業への投資」を考慮する。国内産業要件の経済的要素を満たすためには、申立人は以下のいずれかを立証しなければならない。

- (1) 工場や設備への多額の投資
- (2) 実質的な労働者の雇用及び資本投下(金銭的な投資に限らない)
- (3) 研究開発、ライセンス等の知的財産権を使用するための実質的な投資

つまり、申立人が実際にアメリカ国内で製造活動を行っている必要はないが、単なる輸入以上の絶対的な活動があることが求められている。なお、被申立人と競合関係にある必要は求められてはいない。

また、被申立人の不正行為が国内産業に損害を与えたかの点については、被申立人の輸入物品の量及び市場での浸透、廉価販売、申立人の売上の減少、生産数量、利益の減少などが含まれる。

以上のように、ITC への調査申立ての要件は、通常の知的財産権の侵害のみならず、国内産業要件が有るため、分かりづらい点が多い。従って、自社の事情と共に現地の法律事務所に相談することをお勧めする。

ところで、ITCの最終判断が確定するまでは、排除命令や停止命令が公告されていても、ITCが決定した額の保証状をCBPに提出すると輸入が認められることに注意が必要である。また、最終決定のCBPによる執行は、CBPの規定に基づき運用されている。申立人はCBPと最終決定の対応について、積極的に協議することが勧められる。

また、排除命令、停止命令等の前提となった事情の変更等により、命令の廃止、変更を必要と認める者は誰でも、ITC に対して、見直しを請求することができる。この場合の手続は、調査手続に準じる。

大統領の決定については、政治的判断に基づき、ITC の決定に異議を述べることができる。この対応は非常に稀であり、過去に DRAMS 事件など 3 件の否認事例がある。

ITC による最終決定が確定した後 60 日以内に、当該決定により不利益を受ける当事者は、連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) に上訴することができる。

5.3 民事訴訟

特許権、商標権、著作権、及びその他の知的財産権の侵害については、侵害行為の差止、侵害を構成する物品の差押や廃棄、また、損害賠償や懲罰的賠償等の救済を連邦司法制度に定められる裁判所に求めることができる。

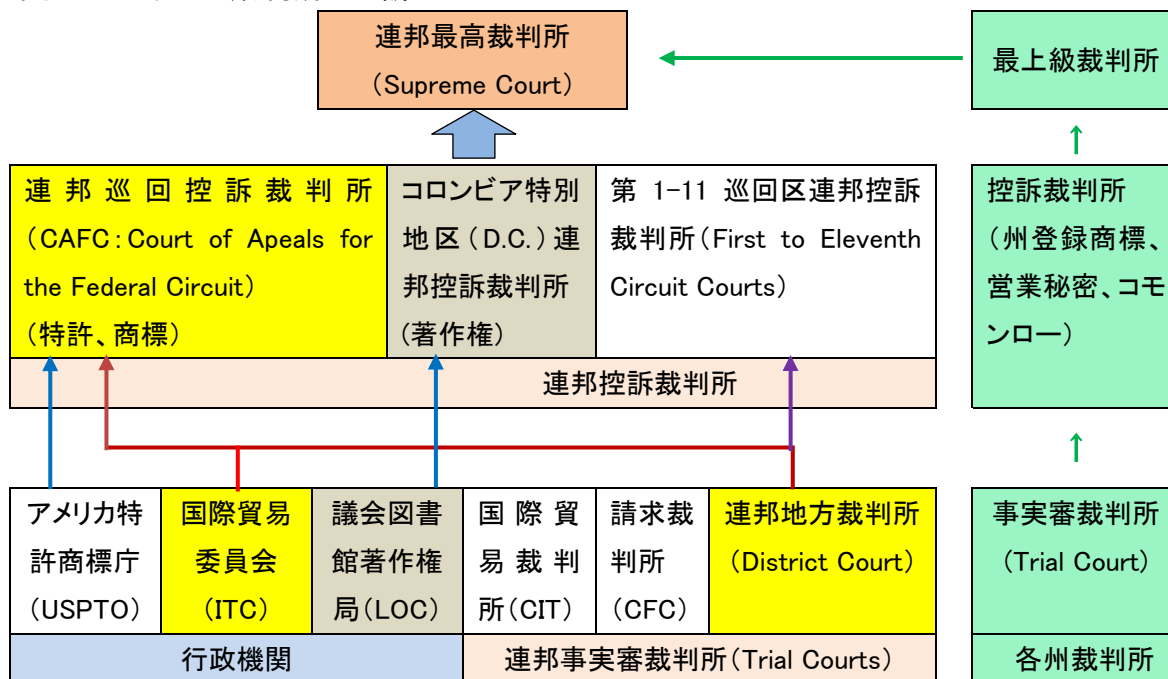
■ 裁判所の構成

アメリカには、合衆国憲法に基づき設置されている連邦最高裁判所、及びその下に、連邦法の管轄する組織として、連邦控訴裁判所 (Appellate Courts) 及び事実審 (公判) 裁判所 (Trial Courts) の 2 層から構成され、設置されている。一方、連邦各州には、州法の適用を管轄する州裁判所が設置されている。

連邦地方裁判所は 94 設置されており、その内、各州には少なくとも一つ、及びワシントン DC、プエルトリコの合計 92 の裁判所があり、それらには破産裁判所を組織の一部として含めて設置されている。そして、特許と著作権を管轄する。92 の裁判所は更に 12 の巡回区にまとめられ、それぞれ管轄する控訴裁判所がある。連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は、特許及び商標の上訴を専門に管轄する。

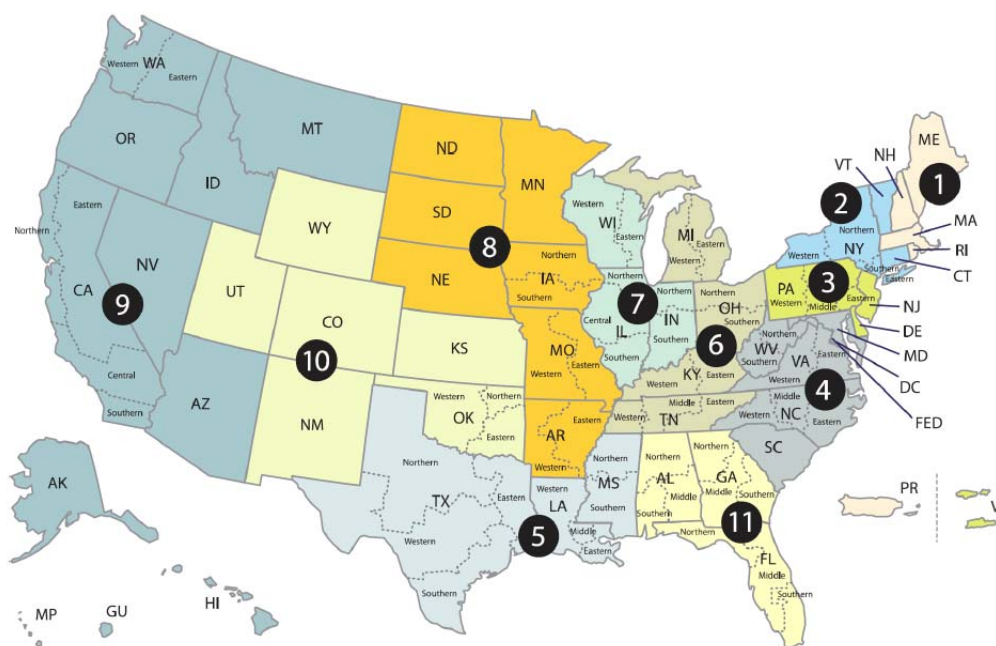
各州の裁判所は、州登録商標及び連邦裁判所が管轄する州際や外国貿易に関する取引、営業秘密、コモンローによる不正競争以外の事件を管轄する。

図7 アメリカの裁判所と上訴フロー



(注: 知財裁判関係のみ記載、他の裁判所は省略)

図8 アメリカの各州と連邦地方裁判地 (黒丸は巡回区連邦控訴裁判地区)

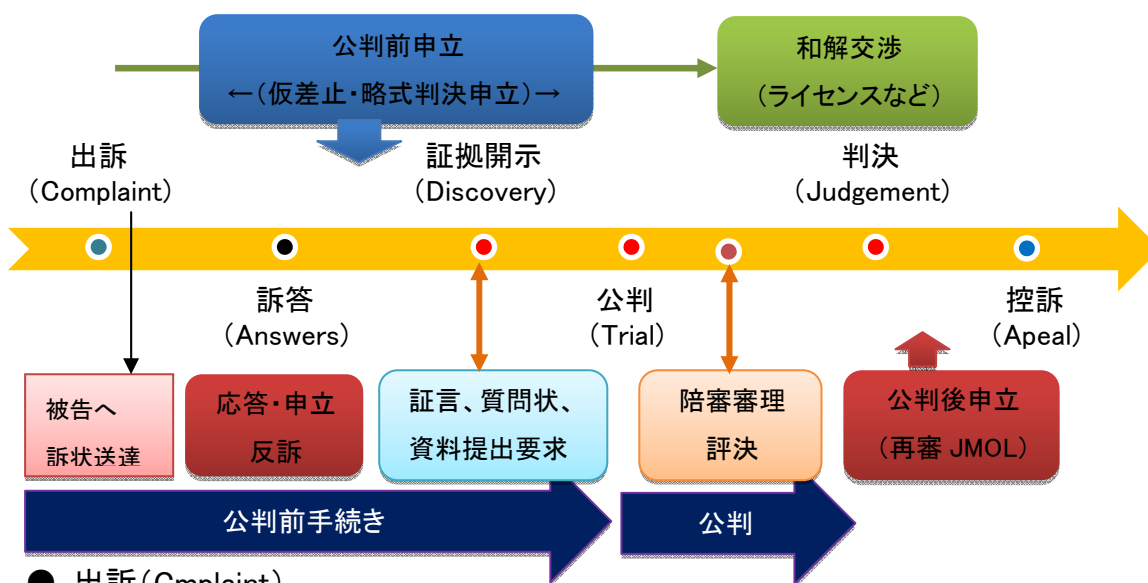


民事訴訟手続きの流れ

アメリカの民事訴訟の概要を時系列に整理すると下記の図9の通りである。出訴から裁判所の公判が始まるまでの公判前手続き (Pre-Trial) に長期間かかるのが一般的で

あり、陪審による審理を除く公判(Trial)手続き自体は、1カ月もかからない。また、アメリカ独自の証拠開示手続き(Discovery)は、裁判所が関与せずに当事者のみで進められ、非公開情報を含めた事件関係情報が交換される場であるため、機密情報や証言の管理、法律の適用に十分配慮しなければならない。

図9 裁判手続きフロー



● 出訴 (Complaint)

訴訟開始前の準備は、既に第4項で説明しているが、特許の有効性の確認、その権利範囲の確認及び被疑侵害品や行為が当該権利範囲に入ることの再確認する。被疑侵害としては、直接侵害が成立していることを条件とし、間接侵害、及び寄与侵害をその対象とすることができる。また、外国で製造された物品でも、アメリカ特許の方法を使用している場合はその対象となるため、そうした事情にも注意する。また、損害賠償を請求する場合、故意侵害による最高3倍までの懲罰的賠償(Punitive Damages)や逸失利益を請求することができるかどうかを併せて検討する。

一方、アメリカの訴訟は長期化するために、和解による解決手段も一つの結果である。このためにいつでも和解できるようにライセンス条件や不争条件を整理しておくことが勧められる。

ところで、裁判地の選択は重要な要件となっている。裁判地(Venue)に関する一般原則は比較的明確であり、原則は被告の所在地、或いは訴因の大部分が発生したか、対象となる財産の所在する地区となる。現在は、以前からロケットドケット(Rocket Docket)と審理が早いと言われるテキサス東部地区を選択するような、過度なフォーラムショッピング(Forum Shopping)は認められない傾向にある。

なお、参考までに、表 4 は主要な連邦地方裁判所での公判開始までの期間を示しているが、アメリカ全体での平均月数は 26 カ月弱で、約 2 年間に要している。

表4 裁判所と公判開始までの期間

主要連邦地方裁判所	2009 年		2013 年	
	提訴受理数	平均月数	提訴受理数	平均月数
Texas 東部	3,989	26.6	5,125	18.5
California 北部	7,385	23.4	7,549	30.9
California 中部	17,046	21.2	17,464	19.3
Delaware	1,302	31.0	2,361	29.4
New Jersey	7,862	37.5	9,448	37.2
Illinois 北部	9,489	26.0	11,869	31.5
New York 南部	14,443	27.4	11,753	26.6
Virginia 東部	5,147	10.7	5,113	10.8
Wisconsin 西部	1,093	12.5	1,226	17.6
全体の合計・平均値	364,314	25.6	390,229	25.7

訴訟は、原告（代理弁護士）が裁判所に訴状（Complaint）を提出して開始される。訴状には管轄権根拠、請求原因及び救済内容を記載する。そして、裁判所に被告に対する召喚状（Summons）を作成してもらい、訴状と共に原告が提訴してから 120 日以内に送達する。

● 訴答（Answers）

訴状及び召喚状を受領した被告は、指定期間内、通常 20 日以内（正式送達がない場合 60 日、外国は 90 日）以内に訴状記載の主な主張を調査・検討し、期日以内に裁判所に応答しなければならない。被告は、非侵害や反訴をすることが考えられるが、裁判管轄権、裁判地、或いは召喚状や送達方法などを理由に提訴の却下（Motion to dismiss）を請求する場合もある。

● 証拠開示（Discovery）

訴状の送達から 120 日以内に裁判所は訴訟スケジュール設定会議開催の命令を出すため、その 21 日以前に証拠開示スケジュール会議を開催し、その 14 日以内に当事者はスケジュール案を裁判所に提出し、公判前手続きの予定を作成する。

この証拠開示手続きの段階が裁判で最も時間を要する期間である。アメリカの公

判は集中審議方式を採用しているために、この公判前手続きで、当事者が相互に所有する情報の提出を要求することができる。(民事訴訟規則第 26-37 条)

最初の証拠開示(Initial Disclosures)に続いて、証拠開示手続きで認められているのは、下記の5つの手段である。

- ① 証言録取(Deposition)
関係者を証人として任意の場所に呼び、宣誓の上、尋問を行い証言として記録を残すことができる。
- ② 質問状(Interrogatories)
相手方に書面で質問し、回答を求めるもので、コストのかからない簡便な手法である。
- ③ 文書等提出(Production of document and things)
相手方の所有する通信を含むあらゆる文書等の提出を求め、確認や点検を行い、コピーを取ることが許される。
- ④ 身体及び精神検査(Physical and mental examination)
裁判所が正当と認めた場合のみ。
- ⑤ 事実認否要求(Request for admission)
相手方に一定の事実や文書の真実性等に認否を求める手法である。

開示要求に応じない当事者には、裁判所に開示強制命令を申立てることができる。この命令に応じない場合には、法定侮辱罪、開示要求の事実としての認定、反証提出制限、訴訟停止、欠席裁判などの制裁を受けることになる。

下記の 3 項目の制限を受る場合を除いて、広い範囲で確認することができる。

- ① 秘匿特権(Privilege)
弁護士と依頼人の関係によるもの。できるだけ、すべての文書にその旨記載をつける習慣が求められる。
- ② 職務活動成果(Work products)
訴訟準備のために当事者や弁護士が特に作成した資料。
- ③ 開示制限命令(Protective order)
開示要求が相手に不当な負担を強制し、権利濫用となるような場合で、裁判所がその命令を出したもの。例えば、営業秘密など。

この公判前手続き中に、被告が所持する証拠や財産の差押え、争点の整理、或いは、有利に訴訟を進めるために、仮差止(Preliminary Injunction Order)の申立、略式判決(Summary Judgement)の申立、分離公判(Separate Trial)の申立、訴訟却下

(Dismiss)などの申立(Motion)を裁判所に提出できる。なお、特許権侵害の場合は、特許権利範囲の解釈のためのマークマンヒアリングを開催することができる。

● 公判(Trial)

証拠開示段階で和解や訴訟中止の方向に進まなかった場合は、いよいよ公判に進むが、公判手続きは公判前会議と公判(概ね 20 時間)で、約 2 週間程度である。

公判前会議は、公判開催のための最終確認であり、公判の主題、証拠や出廷する証人などの確認が目的である。公判では、事実認定と法律の適用について判断する。ここで、事実認定には、アメリカ特有の陪審制度が採用される。特許権侵害の場合は、陪審を採用しない審理(Bench Trial)を採用することも可能である。

表5 陪審裁判と非陪審裁判のフロー

陪審裁判(Jury Trial)	非陪審裁判(Bench Trial)
① 陪審員の選定(6名~12名)	① 冒頭陳述
② 冒頭陳述	② 原告・被告による弁論
③ 原告・被告による弁論	③ 判決
④ 陪審員の協議と評決	
⑤ 判決	

裁判では裁判官や陪審に対する心証形成が重要であることを第一に考えるべきである。そのため、説明には視覚的でわかりやすいプレゼンテーションが勧められる。

特許侵害事件では、陪審は侵害の有無、有効性や損害額にかかる事実認定をすることができるが、クレーム解釈は裁判官の専権事項であることが確認されている。

● 判決(Judgement)

裁判官は、公判や評議の過程に瑕疵がある場合や陪審員に違法性がないと判断する場合、再審を命じることができる。それ以外の場合は判決を下すことになる。

● 控訴(Appeal)

判決に不服の場合は、上訴裁判所である CAFC に控訴することができる。現状では、上訴案件はほとんどが特許侵害事件である。

◎ 民事救済内容

以下は、特許、意匠特許、商標、及び著作権の侵害行為と損害賠償等の救済内容である。

1. 特許及び意匠特許権侵害

賠償額: ① 侵害の影響を補償するのに適切な金額(合理的なライセンスを下回らない額)、裁判所による認定利息及び支出費用の合計

② 故意の場合は、①の3倍までの増額及び合理的な弁護士費用

③ 逸失利益

なお、仮保護の期間については、②の増額は認められない。

救済内容:(a) 一時的及び永久的差止命令

(b) 侵害品の留置、改造、廃棄等に関する規定はない

2. 商標権侵害

賠償額: ① 逸失利益

② 原告が被った損害額

③ 訴訟費用

④ 故意の場合は、合理的な弁護士費用

なお、上記の原則に代えて、裁判所の認定基準或いは下記の見做し損害額

金額商品・役務の種類毎模造商標毎に 500ドル以上 10 万ドル以下

故意の場合、商品・役務の種類毎模造商標毎に 100 万ドル以下

ドメインネームの場合、ドメインネーム毎に 1,000ドル以上 10 万ドル以下

救済内容:

・商標権侵害

(a) 差止命令(被申立人のヒヤリングを条件)

(b) 留置 侵害品、模造商標、及び製造手段

(c) 廃棄 侵害商標を記載したラベル、標識、包装、広告及び原版、鋳型その他これらを製造する器具の廃棄、模造製品(検察局の許可を条件)

・虚偽表示、ドメインネーム、希釈化

(a) 差止命令-侵害防止措置(被申立人のヒヤリングを条件)

(b) 廃棄 侵害商標を記載したラベル・標識・包装・広告・名称・図形及び原版・鋳型その他これらを製造する器具。

なお、ドメインネームの場合はドメインの没収・取消・譲渡を実施

3. 著作権侵害

賠償額: ① 著作権者の現実の損害額

② 逸失利益

③ 裁判所の裁量で、訴訟費用及び合理的な弁護士費用

なお、上記の原則に代えて、裁判所が認定した加重賠償或いは見做し損害額

著作物につき 750ドル以上 30,000ドル以下
故意侵害は上記を 150,000ドル以下に増額
善意無過失は上記を 200ドル以下に減額
救済内容：(a) 一時的及び永久的差止命令
(b) 廃棄 違法な複製及び録音物、原版・鋳型・マスターテープ・ネガ
等複製に使用するもの(訴訟係属中：押収,判決後：廃棄その他の処分)

著作権侵害では、他に下記が対象となるが、詳細は省略する。

- (1) デジタル録音機器 (第 1009 条)
- (2) 複写制限解除・管理情報改竄(第 1203 条)
- (3) 半導体チップ(マスクワーク)(第 911 条)
- (4) 船体意匠(第 1321-1323 条)

植物は特許法、或いは植物品種保護法(第 124 条)が適用され、特許と同様の適用がなされる。また、営業秘密の損害賠償は、所有者が被った損害又は不正利用者が得た利益及び、訴訟費用である。悪質な場合には、懲罰的賠償や弁護士費用が含まれる。なお、州法の適用となるため、州の法律により懲罰的賠償の金額等の損害賠償算定の要件や範囲が異なる。

5.4 刑事訴訟

刑事訴追は原則として連邦の検察官が行い、起訴は連邦地方裁判所に対して行われる。刑事事件の公訴時効は一般的に 5 年である。模造商標使用、実演家権利侵害、偽ラベル等使用に特段の規定はないが、著作権侵害は著作権法に 3 年の公訴時効が規定されている。

また刑事事件では、被疑者に対する処分禁止の仮処分(Temporary Restraining Order)や処分禁止命令(Restraining Order)、差止命令(Injunction)、担保提供命令(Requiring the execution of a satisfactory performance bond)等の保全命令(Protective Order)により、裁判所が特定の財産の処分を禁止したり、没収したりすることができる。また、保全命令では確実に没収を実行するためには不十分である場合に、財産を差押えるために差押令状(Warrant of seizure)が利用される。

一般的な刑事訴訟の手続きは下記の通りである。なお、詳細な説明は省略する。

- ① 告発 (連邦警察による捜査から検察官への訴追)
- ② 起訴前手続き (予備審問)
- ③ 起訴 (検察官による略式起訴)

- ④ 公判前手続き
- ⑤ 公判（民事訴訟とほぼ同じ手続き）
- ⑥ 判決
- ⑦ 執行

◎ 刑事救済内容

以下は、商標、及び著作権の刑事罰等の救済内容である。

1. 商標権侵害(18USC § 2320)

対象： 故意に商品又は役務の提供、又は提供を試み、かつ混同を生じるような偽の商標を当該商品又は役務に使用する行為

救済： 偽の商標が付された商品の廃棄

刑罰：（初犯） 200 万ドル以下の罰金及び又は 10 年以下の禁固
（法人の場合：500 万ドル以下の罰金）
（再犯） 500 万ドル以下の罰金及び又は 20 年以下の禁固
（法人の場合：1,500 万ドル以下の罰金）

2. 著作権侵害(17USC § 506、18USC § 2319)

対象： 故意に商業的若しくは個人の利益のために他人の著作権を侵害する行為、
或いは、故意に6ヶ月間に総額 1,000 ドル以上の著作物の複製又は頒布し、
他人の著作権を侵害する行為

救済： 違法な複製及び録音物及びそれを作成する器具等の没収及び廃棄

刑罰： 侵害行為と侵害著作物の金額に応じ、10 年又は 25 万ドル以下
（法人：20 又は 50 万ドル）
又は犯罪行為により得た総収益の 2 倍以下の罰金
及び／又は
（初犯） 3 年又は 5 年以下の禁固
（再犯） 6 年又は 10 年以下の拘禁

3. 偽ラベル等の使用(犯罪及び刑事手続法 18USC § 2318)

対象： 故意に偽のラベル(容器を含む)で音楽の録音物、コンピュータプログラム
及びその付属書類・包装の複製物、映画その他の音響と映像の著作物の
複製を輸送、処分する行為、及び、故意に偽の付属書類及び包装でコン
ピュータプログラムを輸送、処分する行為

救済： 偽ラベル及び偽ラベルを付し又は付す予定商品の没収及び廃棄等

刑罰： 25 万ドル以下(法人：50 万ドル以下)若しくは総収益の 2 倍以下の罰金

又は／及び 5 年以下の拘禁

実演家の権利侵害(18USC § 2319A)、複製防止装置(17USC § 1204)、著作権管理情報(17USC § 1204)及び営業秘密(18USC § 1831)の侵害についてもそれぞれ刑事罰等の処罰が規定されている。

なお、特許(第 292 条)及び植物新品種(第 128 条)は、虚偽表示に関する罰金及び差止について、規定している。

5. 4. 1 その他の紛争処理

アメリカでは民事紛争による提訴数よりも優先して処理しなければならない刑事事件の数が膨大なために、裁判所の負担が増加し、裁判官一人当たりの処理する事件数が多くなっている事情がある。また、後回しにされた民事事件でもディスカバリーなど工数と時間のかかる手続きのため、裁判所が審理をする公判まで時間がかかり、裁判官が処理するまでに長時間を要する悪循環が生じている。そのため、裁判所は、訴訟以外の紛争解決手段(ADR: Alternative Dispute Resolution)の積極的な活用を奨励している。

ADR のメリットとしては、手続きが比較的早く低コストで済むことや適切な仲裁人を選定できれば妥当なところで解決できること、また秘密保持が容易であることがある。一方、デメリットとしては、拘束力を期待できない、当事者の合意が必要である、差止などの処分ができない、また、十分な賠償金が得られないことなどがある。

ここでは主な ADR 手続きについて簡単に紹介する。

(1) 仲裁(Arbitration)

当事者が仲裁に合意すれば、仲裁機関と仲裁条件を設定して、和解交渉をする。仲裁の条件には、仲裁人の選任、仲裁ルール、証拠開示方法、費用負担、仲裁期間や救済などを定めることになる。仲裁による合意は契約書の作成と共に拘束力が発生する。

なお、仲裁の裁定については特許法第 294 条を参照する必要があり、有効性判断、抗弁権、特許無効判決の影響、及び USPTO への届出による効果などを参酌しなければならない。また、既に ITC など行政手続きが開始している事案では利用することはできない。

(2) 調停(Mediation)

中立の立場にあり、公平な調停人が当事者を仲介し、各調停機関の調停規則に基づき、解決案を提示しながら和解交渉をする。相互に同意となれば解決

となり、契約書を締結すれば拘束力が発生する。なお、調停が不調な場合は、仲裁や提訴による解決を目指すことができる。

(3) ミニトリアル(Mini Trial)

当事者同士が私的に開催し、相互に争点を明確化することを目的とする和解交渉手法の一つである。通常、1-2 日で終了し、陪審を使わずに、中立的な第三者の前で、当事者の弁護士が、模擬裁判のような形で双方の主張を行い、第三者の意見を求めながら、和解交渉をする。

(4) 略式陪審トリアル(Summary Jury Trial)

裁判中に利用される和解手法の一つである。裁判所が選定した陪審員の前で、主張と立証を行い、拘束力のない評決を受けて、和解交渉をする。和解が成立しない場合は、公判に戻ることになる。

(5) 和解会議(Settlement Conference)

裁判所が和解を勧める際に利用される手法で、地方裁判所ごとに規定が用意されている場合が多い。裁判所の命令或いは当事者が自主的に開催するもので、判事或いは弁護士が当事者による和解交渉を支援する。

なお、訴訟係属中に、訴訟初期段階の中立評価(Early neutral evaluation)や裁判が長期化しているときの裁判所ミニトリアルなども ADR の一つとして利用されることがある。また、中立の私的裁判官を選定しての私的裁判(Private Judging)や短縮型の私的陪審裁判(Abridged Private Jury Trial)なども利用される。

5. 4. 2 インターネットの紛争処理

インターネット上での違法オンライン小売業者による取引額は、2011年に既に1350億ドルを超えており、アメリカ国内事業に大きく悪影響があると上下両院で立法もなされているが、成立に至っていない。

こうした状況で、eBayなどのインターネットオークションサイトを含む、インターネットショッピングモールでの模倣品や侵害品の対策をすることは急務である。ADRを利用した対策に替えて、こうしたインターネットサイトが独自に主催する知的財産権管理プログラム(VeRO: Verified Rights Owner)を活用することも、コストも安く積極的な対策になるので活用することをお勧めする。

eBayの場合、知的財産権の保護目的で、知的財産権者が侵害を発見した場合にその事例をeBayに報告し、権利の侵害にあたる商品に対処するためのシステムを有している。これは、サイト事業者自身が積極的に侵害対策をするには、商品数が多く対処できないため、通報を受けたサイト事業者は対象となる商品を掲載から削除する。

知的財産権者がこうした対策を開始するには、サイト事業者の運用システムに加入する必要があるが、商標登録証などの権利証書のコピーと侵害サイトに関する簡単な通知で、対応を求めることができる。なお、真偽については知的財産権者が責任を負うシステムになっているので、事前に真偽を確認しなければならないが、サイト事業者がスムーズに対応するだけでなく、コストも発生しないメリットがある。サイト事業者は掲載した小売業者の電子メールアドレスを通知するので、当事者同士が連絡を取り、対応を公証することができる。非侵害であれば、再掲載となる。

こうした通報窓口を、Amazonなどの主要なサイト事業者は用意しているので、対策の一つとして利用することが勧められる。なお、中小のサイト事業者はこうした窓口がないため、サイト事業者を下記 7.2 に掲載するアメリカ政府の National IPR Cordination Center に通報することもできる。

なお、ドメインネームの紛争処理は、ICANN(Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)の制定した UDRP(統一ドメイン名紛争処理方針)に基づき、主に登録商標に基づき、仲裁等の交渉により対応することができる。仲裁等が不成立の場合は、訴訟による解決となる。

ICANN の仲裁申込窓口は下記の通り。

<http://www.icann.org/en/resources/compliance/complaints/dndr/udrp-form>

6. 留 意 事 項

- (1) アメリカの民事訴訟は時間と高額のコストのかかる対策である。アメリカ知的財産法協会が 2009 年に特許権侵害訴訟の最低レベルの平均的コストを、100 万ドルの侵害リスクの場合は約 65 万ドルと報じている。訴訟コストの大半は弁護士費用であることから、コストの管理を十分に行い、不要な質問など極力さけるなどコスト管理を行う。
- (2) 社内では専任スタッフが必要であり、資料整備やスケジュール、関係者の役割分担など全体の管理や運営にあたるようにする。また、巨額の支出が予想されるため、弁護士費用、通訳費用、出張費など訴訟全体のコストの把握や収支バランス、予算を立てることが不可欠である。
- (3) 知的財産権の侵害事件は権利行使判断が不可欠であり、アメリカ独特の適用、例えば、特許の有効性や侵害判断、商標の使用主義、トレードドレス、コモノロ

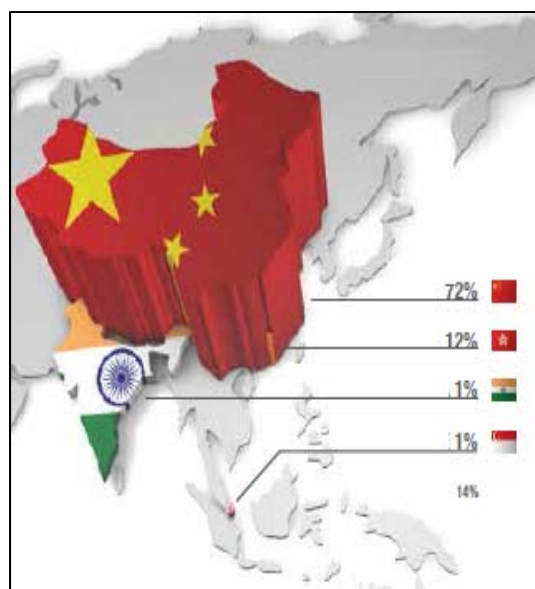
一などがあるため、事前に現地の法律事務所に相談することは不可欠である。また、日頃相談できる法律事務所を保有し、友好関係を維持する。

- (4) アメリカでの権利行使には担当弁護士選定が重要なポイントである。アメリカの法律事務所の性格として、訴訟を中心に据える弁護士や和解を中心に据える弁護士の力のバランスがあるため、自社が考える事件の解決方針にその法律事務所や弁護士が合っているかどうかを見定める。
- (5) 特許侵害訴訟を起こす場合は、被告の特許調査を行い、相手が保有する特許権などを侵害していないかなど確認を行い、逆に製造や販売の差止等を受けないように注意する。
- (6) ディスカバリー(証拠開示)での証言録取や文書提出は、社内の営業秘密を含め重要な情報が流出するため、証言録取では証人として参加する社員等への指導、事前確認など、また文書提出では関係文書の専用保管、提供方法、また、必要に応じて回収などの対策を行う。特に、電子ディスカバリーが進んでいるため、不要な開示のリスクが増加している。
- (7) 商標などブランドにつながる事業の場合は、商標や意匠或いは著作権を登録し、具体的な権利を税関登録することで、対策を開始する。また、税関には模倣品や侵害品を見分けるための情報提供やセミナーを定期的で開催し、友好関係を保つことが勧められる。

- (8) 主な差止物品の輸出国は中国や香港であるが、最近の傾向としてはノーブランド製品がカナダやメキシコに迂回輸出され、商標が輸出の途中或いは輸入国で付され、アメリカに流入することが報告されている。こうしたことから、中国やアメリカ以外に、カナダやメキシコでの対策も検討に

- (9) 一般消費財である商品については、eBay や Amazon などのインターネットショッピングサイトやモールを定期

図10 主な差止物品の輸出国



的に監視ウォッチングし、侵害品についてはインターネット事業に通報することで、インターネット上から退場させ、侵害の防止を図る。

- (10) 商標の権利行使では、自社の登録商標が不使用で攻撃を受けないように、自社の使用状況を十分確認する。
- (11) アメリカ国内での模倣品や侵害品については、現地の流通チャネルの事業者やインターネット事業者との協力関係を構築する。こうした事業者と定期的な情報交換活動を通じて、友好関係を保つだけでなく、侵害の早期発見、適切な対応をとることが可能となる。
- (12) アメリカでは日本企業の侵害防止対策が不足しているとの認識が高い。侵害を防止し、或いは発見するために侵害防止用のタグやホログラムなどを製品に積極的に活用することが勧められる。こうした権利保護機能を無効にしたり、違法なラベル表示を使用したりすることは、犯罪及び刑事手続法や RICO (Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act) 法による刑事罰の対象となるため、侵害とは別のアプローチが可能となる。
- (13) アメリカ政府は情報公開や共有に積極的であるので、STOPFAKE や IPR CENTER 等のインターネットサイトから最新の情報や動向を収集する。

7. その他の関連団体

7.1 知的財産権局(ストップ・ニセモノ)

The Office of Intellectual Property Rights (STOPfakes.gov)

U.S. Department of Commerce

住所: 14th Street and Constitution Avenue, NW

Washington, D.C. 20230

U.S.A.

電話: +1-1-866-999-4258

Website: <http://www.stopfakes.gov>

[アメリカ合衆国政府が中小企業や一般のために設立した政府機関の知的財産情報を包括的にワンストップサービス提供する情報サイト]

7.2 国家知的財産権調整センター

Homeland Security Investigations
The National Intellectual Property Rights Coordination Center (IPR Center)

U.S. Department of Homeland Security

住所: 2451 Crystal Drive, STOP 5105
Arlington, VA 20598-5105
U.S.A.

Tel: +1-1-866-IPR-2060

Email: IPRCenter@dhs.gov

Website: <http://www.iprcenter.gov>

通報窓口: <http://www.iprcenter.gov/referral/>

[アメリカ合衆国政府が設立した知的財産権の窃盗を対策するための特別機関で、USPTO など21の政府組織のスタッフから構成され、侵害調査や阻止活動を行う。]

7.3 国際知的財産センター

The Global Intellectual Property Center (DIPC)

U.S. Chamber of Commerce

住所: 1615 H Street, NW
Washington, DC 20062
U.S.A.

Tel: +1- 202-463-5601

FAX: +1-202-463-3114

Email: gipc@uschamber.com

Website: <http://www.theglobalipcenter.com/>

[2007年にアメリカ商工会議所の下位組織として設立され、知的財産権を世界的なイノベーションや創造につなげる活動を目的とする団体。主にインターネット上での権利行使及び保護活動を行う。]

7.4 アメリカ知的財産法協会

American Intellectual Property Law Association

住所: 241 18th Street South, Suite 700
Arlington, VA 22202
U.S.A

Tel: +1-703-415-0780

Fax: +1-703-415-0786

Email: aipla@aipla.org

Website: <http://www.aipla.com/>

[1997年に設立され、約15,000名の弁護士が会員となり、知的財産権の教育や政策提言などの活動を目的とする非営利団体。]

7.5 知的財産権者協会

Intellectual Property Owners Association (IPO)

住所: 1501 M Street, N.W.
Suite 1150
Washington, D.C. 20005655
U.S.A

Tel: +1-202-507-4500

Fax: +1-202-507-4501

Email: info@ipo.org

Website: <http://www.ipo.org/>

[1972年に知的財産権者の利益のために、知的財産の保護を推進することを目的として設立され、会員10,000人を有する非営利団体。]

7.6 国際商標協会

The International Trademark Association (INTA)

住所: 655 Third Avenue, 10th Floor
New York, NY 10017
U.S.A

Tel: +1-212-642-1700

Fax: +1-212-768-7796

Email: info@inta.org

Website: <http://www.inta.com/>

[1979年に設立され、知的財産権の総合的な保護及び模倣品や海賊品の対策を目的とする非営利団体。]

7.7 国際模倣品対策連合

International Anti-Counterfeiting Coalition (IACC)

住所: 1730 M Street NW,
Suite 1020
Washington, DC 20036
U.S.A

Tel: +1-202-223-6667

Fax: +1-202-223-6668

Email: IACC@iacc.org

Website: <http://www.iacc.org/>

[1979年に設立され、知的財産権の総合的な保護及び模倣品や海賊品の対策を目的とする非営利団体。]

7. 8 国際知的財産研究所

International Intellectual Property Institute (IPI)

住所: 1900 K Street NW
Suite 725
Washington, DC 20006
U.S.A

Tel: +1-202-544-6610

Email: rknight@iipi.org

Website: <http://www.iipi.org/>

[1998年に設立され、知的財産の教育やイノベーションを途上国で行うとともに、模倣品や海賊品の輸入や不正競争を減少させる活動を行う非営利団体。]

7. 9 ソフトウェアおよび情報産業協会

Software & Information Industry Association (SIIA)

住所: 1090 Vermont Avenue NW,
Sixth Floor
Washington DC 20005-4095
U.S.A

Tel: +1- 202-289-7442,

Anti-Piracy Hotline: +1-800-388-7478

Fax: +1- 202-289-7079

Email: piracy@sii.net

Website: <http://www.sii.net/>

[1991年1月にSPA(米国ソフトウェア出版者協会)とIIA(米国情報産業協会)が合併し設立され、標準化や著作権保護活動などを行う団体。]

7. 10 国際知的財産同盟

International Intellectual Property Alliance (IIPA)

住所: 1818 N Street NW
8th Floor

Washington, DC 20036

U.S.A.

Tel: +1-202-355-7900

Fax: +1-202-355-7899

Email: info@iipa.com

Website: <http://www.iipa.com/>

[1984年設立の BSA など7つの著作権ビジネス組織を会員とし、海賊品や著作権保護活動を積極的に行う組織。]

7. 11 ザ・ソフトウェア・アライアンス

Business Software Alliance(BSA)

住所: 20 F Street, NW

Suite 800

Washington, DC 20001

U.S.A

Tel: + 1-202-872-5500

Fax: + 1202-872-5501

Email: info@bsa.org

Website: <http://www.bsa.org/>

[1988年設立で、世界中のソフトウェア産業を会員とする団体であり、著作権の啓蒙、政策提言や知的財産権保護活動を積極的に行っている組織。]

7. 12 その他

■ アメリカ出版社協会

Association of American Publishers (AAP)

Website: <http://www.publishers.org/>

■ エンターテインメントソフトウェア協会

Entertainment Software Association (ESA)

Website: <http://www.theesa.com/>

■ インデペンデント映画・テレビ同盟

Independent Film & Television Alliance (IFTA)

(formerly, American Film Marketing Association)

Website: <http://www.ifta-online.org/>

■ アメリカ映画協会

Motion Picture Association of America (MPAA)

Website: <http://www.mpaa.org/>

■ **全米音楽出版社協会**

National Music Publishers' Association (NMPA)

Website: www.nmpa.org

■ **アメリカレコード協会**

Recording Industry Association of America (RIAA)

Website: <https://www.riaa.com/>